

(様式 3)

(調 書)

自己点検・評価書

平成 2 5 年 4 月

福山大学薬学部

■薬科大学・薬学部（薬学科）の正式名称

福山大学薬学部薬学科

■所在地

広島県福山市東村町字三蔵 985 番地の 1

■大学の建学の精神および大学または学部の理念

建学の精神

福山大学創設者、宮地茂は文部省（現文部科学省）で長らく教育行政に携わる中で、既存の大学の在り方に疑問を抱くことが少なくなかった。大学の価値は入学試験の難易度で示すのではなく、どのような教育を行うかによって評価するべきである。学問にのみ偏重するのではなく、真理を愛し、道理を実践する知行合一の教育によって、人間性を尊重した調和的な全人格陶冶を目指す全人教育が必要である。文部省を退官した宮地は、大学の新しい価値体系を真摯に追求し、自らの理想を実現するため新しい大学創設に東奔西走した。このような創設者の熱い一念により福山大学は誕生したのである。「未来を志向する無垢な若者に明日への希望を託し、明るい将来の礎を築きたい」という創設者の情熱は、まもなく創立40周年を迎えようとする今も教職員全員に脈々と受け継がれている。

大学の理念

本学の教育理念は「教えるとは、共に希望を語ること。学ぶとは共に誠実を胸に刻むこと」という言葉にすべて言い表されている。時代や社会がいかに変化しようとも、本学の教育、研究の精神には一貫した理念が貫かれている。さまざまな分野の学問を学ぶ中で追求されるべきものは、知識や技術だけでなく人間性、すなわち人格的成長である。この理念は本学の教育指針である三蔵五訓に熱く込められている。真理を探究し道理を実現する勇気ある若人を、そして郷土・社会・国家を真摯に愛し、進んで世界・人類を友とすることのできる、視野の広い若人を期待し、歓迎する。希望ある未来を志向する青年諸君。緑に包まれた静かな丘に翻る真理と自由と実践の旗の下、充実した教授陣の薫陶を全身に浴びながら、青春の一刻を共に過ごそうではありませんか。

ホームページアドレス：<http://www.fukuyama-u.ac.jp/gaiyo/rinen.html>

目 次

『教育研究上の目的』	1
1 教育研究上の目的	
[現状]	1
[点検・評価]	3
[改善計画]	3
『薬学教育カリキュラム』	4
2 カリキュラム編成	
[現状]	4
[点検・評価]	6
[改善計画]	6
3 医療人教育の基本的内容	7
[現状]	7
[点検・評価]	18
[改善計画]	19
4 薬学専門教育の内容	
[現状]	20
[点検・評価]	26
[改善計画]	26
5 実務実習	
[現状]	27
[点検・評価]	40
[改善計画]	41
6 問題解決能力の醸成のための教育	
[現状]	42
[点検・評価]	45
[改善計画]	45
『学生』	45
7 学生の受入	
[現状]	46
[点検・評価]	51
[改善計画]	51

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

[現状]	52
[点検・評価]	59
[改善計画]	59

9 学生の支援

[現状]	61
[点検・評価]	69
[改善計画]	69

『教員組織・職員組織』	71
-------------	----

10 教員組織・職員組織

[現状]	70
[点検・評価]	79
[改善計画]	80

『学習環境』	81
--------	----

11 学習環境

[現状]	81
[点検・評価]	84
[改善計画]	84

『外部対応』	85
--------	----

12 社会との連携

[現状]	85
[点検・評価]	89
[改善計画]	90

『点検』	92
------	----

13 自己点検・評価

[現状]	92
[点検・評価]	95
[改善計画]	95

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】 教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】 教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】 教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】 教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】 教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

〔現状〕

現在、我が国の医療を取り巻く環境はふたつの面で厳しさを増しつつある。そのひとつは技術の進歩に伴う医療の高度化・複雑化、いまひとつは医療費の増大である。このような現状において薬剤師には医師、看護師と連携して安心・安全で質の高い医療を提供することが求められる。同時に薬剤師には後発医薬品の使用を含む適切な医薬品選択を実施することにより医療費の軽減に寄与することも求められている。

福山大学薬学部（以下本学部）は、上記の社会的ニーズに応えうる「臨床薬剤師の養成」を行うことを使命として昭和57年に設立された。平成18年の6年制薬学教育課程開始にあわせて本学部ではワーキンググループを作って教育理念と教育目標の再検討を行った。教育理念と教育目標の素案作成に際しては、福山大学（以下本学）の建学の精神である三蔵五訓を踏まえること、併せて建学の理念に謳われた「全人格陶冶」を実現するための教育理念である1. 全人教育、2. 人間と自然を尊ぶ教育、3. 心情と愛の教育、4. 知行合一の教育が十分に反映された内容になるように留意した（根拠資料・データ等：1-1-1）。作成された素案は本学部教授会での議論を経た後、本学部が掲げる教育研究理念・教育目標として認められた（根拠資料・データ等：1-1-2）。本学部の教育研究上の目的はこのような薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命および本学の理念を踏まえて設定されている。しかしながら教育研究上の目的は学則等で規定されていない。

研究教育上の目的は大学要覧や学生便覧に記載して教職員および学生に周知している。また大学説明会、高等学校訪問、保証人懇談会でも本学部の教育研究理念と教育目標の説明が行われている。さらに本学部の教育研究理念と教育目標は本学部ホームページのトップページに掲載されており広く公表されている（根拠資料・データ

等：1-1-3、1-1-4）。ただし教育研究理念を議論する際に教育理念と研究理念は不可分であると捉えていたために内容としては研究理念を含むもののこれまでは「教育理念」として公表してきた。このため2012年度版大学要覧と学生便覧には「教育理念」として掲載してあるが2013年度版から「教育研究理念」と改めることとし、本学部のウェブサイトにはすでに「教育研究理念」として公表している。

教育研究上の目的の定期的な見直しについては教務委員会と広報委員会で毎年審議し、修正がある場合には本学部教授会での審議を経て改訂している。

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

〔点検・評価〕

本学部の教育研究目的は、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されている。また本学部の教育理念と目標は6年制薬学教育開始にあわせて策定されたものであり、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズと本学の理念を適確に反映したものとなっていると評価できる。しかしながら教育研究上の目的は学則等で規定されていない。

本学部の教育研究目的はホームページおよび大学要覧を通じて広く社会ならびに在学生に周知するべく努力がなされている。また本学部の教育目標については次の年度の大学要覧編集作業時に内容の確認を行っており定期的に検証するシステムが構築されている。

〔改善計画〕

本学部の教育研究理念は社会のニーズと本学の理念を適確に反映したものとなっているが学則等で規定されていないので、この点について何らかの形で明文化されるよう対応を検討する。

『薬学教育カリキュラム』

2 カリキュラム編成

【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】 教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】 教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】 教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】 教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

〔現状〕

本学部では6年制薬学教育課程の開始に合わせて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を検討するワーキンググループを学部長の諮問機関として立ち上げた。ワーキンググループでは本学部の教育研究上の目的に基づきカリキュラム・ポリシーの素案を策定した。策定されたカリキュラム・ポリシーの素案は本学部教授会で討議され承認された後、さらに全学教授会で討議され最終的に学長により承認され設定された。本学部のカリキュラム・ポリシーは次の通りである。

1年次：学びの目的を知り、薬学の基礎を学ぶ。

2年次：人間性を豊かにし、薬学の専門知識を培う。

3年次：医療への係わりを学び、医療人としての意識に目覚める。

4年次：薬剤師としての専門知識を深め、医療人としての自覚を持つ。

5年次：薬剤師として医療の現場で学び、医療人としての自覚を深める。

6年次：薬剤師としての総合力を身に付け、医療人としての自分の目標を見つける。

医療人としての教養と倫理観および確かな専門知識と技能を身につけた薬剤師を育成するためにこのようなカリキュラム編成にて教育を実施する。

本学部のカリキュラム・ポリシーは教職員や学生全員に学生便覧を配布するとともにオリエンテーションを開催して周知している（根拠資料・データ等：2-1-1、2-1-2）。また大学説明会、高等学校訪問ならびに保証人との懇談会でも説明して理解を求めている。なおこのカリキュラム・ポリシーは上記の学生便覧に掲載するとともに本学部ホームページを通じて広く社会に公表している（根拠資料・データ等：2-1-3）。

【基準 2-2】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】 薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【観点 2-2-2】 薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っていないこと。

【観点 2-2-3】 薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。

〔現状〕

本学部のカリキュラムは学年ごとに設定している教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき構築されている（根拠資料・データ等：2-2-1）。

また本学部のカリキュラムは薬学共用試験や薬剤師国家試験のみを目指した偏った教育課程ではなく、臨床の現場において生命に関わる薬学専門家として相応しい行動をとるために必要な教養や医療倫理観とともに専門知識と技能が修得できるように構築されている。すなわち1年次には幅広い視野と豊かな人間性を養うための共通基礎科目群（語学、日本語表現など）、教養教育科目群（A群：自然と科学に関する科目群、B群：社会の構造と生活に関する科目群、C群：歴史と文化に関する科目群、D群：思索と創造に関する科目群、E群：芸術と健康スポーツに関する科目群）、および薬学部専門基礎科目の「薬学入門Ⅰ」と「薬学入門Ⅱ」を配置して、これらの科目群を福山大学における初年次教育科目と位置づけている。つづく2年次では共通基礎科目群と教養教育科目群に加えて薬学部専門基礎科目の「コミュニケーション」、3年次には「生命倫理」、4年次には「医療の担い手の心構え」と「医療コミュニケーション」、6年次には「ファーマシューティカルケア総合演習」などのヒューマニズム教育に関する科目を配置している（根拠資料・データ等：2-2-2）。さらに発展的な科学的思考力や問題解決能力を深めるために5年次～6年次に学生全員を研究室に配属し、必修科目として「課題研究Ⅰ」ならびに「課題研究Ⅱ」を実施している（根拠資料・データ等：2-2-3）。

カリキュラムの構築と必要に応じた変更は本学部の教務委員会が行っている。具体例として6年制授業を3年間実施した後に、教務委員会が授業内容の重複あるいは学生の負担などを再検討して、平成22年度には専門科目の単位を変更する改訂を行うなど常に改善の努力をしている（根拠資料・データ等：2-2-4、2-2-5）。

『薬学教育カリキュラム』

2 カリキュラム編成

〔点検・評価〕

本学部における教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、教育研究の目的に基づき6年制薬学教育の開始にあわせて本学部内のワーキンググループ、教授会などの責任ある体制によって策定されている。

本学部のカリキュラム・ポリシーは学生便覧への記載や新年度開始時のオリエンテーションにおける説明で教員と学生に対して周知が図られている。さらに本学部への入学志願者、保証人および高等学校関係者に対する説明会などでも周知を図るとともにホームページを通じて社会に広く公表している。しかしながら入学志願者、保証人および高等学校関係者などにカリキュラム・ポリシーを説明する際の資料が現状では大学ホームページと学生便覧のみであるので今後は多様な媒体を準備してさらに周知を図っていく必要がある。

本学部のカリキュラムはカリキュラム・ポリシーに基づいて構築されており、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に偏っていない。教務委員会がカリキュラムの構築と改善・変更の実施機関として機能している。

〔改善計画〕

教育研究の目的とカリキュラム・ポリシーを大学要覧や各種リーフレットなど他の印刷資料にも広く記載して大学説明会、高等学校訪問、あるいは保証人との懇談会で配布説明することにより一層の周知を図るよう改善する。

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 3-1-1-1】 医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。

【観点 3-1-1-2】 医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-3】 医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-4】 ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 3-1-1-5】 単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

【現状】

本学部のヒューマニズム教育・医療倫理教育については、第1段階：薬学を学ぶ意欲の醸成と学習態度を修得する（自立）、第2段階：目標設定と他者との協調（対話）、第3段階：医療人としての育成（社会参加）、第4段階：自己実現という4つの段階で教育を行うプログラムが組まれている（根拠資料・データ等：3-1-1-1）。この教育プログラムに基づいて1年次から5年次までに授業科目が配当されており、卒業時には医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を修得しているような教育システムとなっている（根拠資料・データ等：3-1-1-2）。

医療全般を概観し薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成するための導入として早期体験学習科目「薬学入門Ⅰ」「薬学入門Ⅱ」をそれぞれ1年次の前期と後期に配当している。「薬学入門Ⅰ」と「薬学入門Ⅱ」では学生自身が体験学習を行った後に自己の感想と今後のあるべき学習態度などに関する発表を行わせること、さらに受入施設の薬剤師からのフィードバックを受けることで教育効果を高める工夫をしている（根拠資料・データ等：3-1-1-3）。

薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を深め、さらに医療人として患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するための授業科目として2年次に「コミュニケーション」、3年次の「生命倫理」、4年次には「医療の担い手の心構え」と「医療コミュニケーション」が開講されている。「コミュニケーション」は保育園児や高齢者との信頼関係を構築するための交流学习であり「生命倫理」は病

棟での看護師業務体験、「医療の担い手の心構え」ではインフォームド・コンセントや倫理規範に関する討論を行い、「医療コミュニケーション」にはアサーションの実践など各科目に態度の修得に必要な参加型・体験型の学習方法が取り入れられている（根拠資料・データ等：3-1-1-4、3-1-1-5）。さらにこれらの科目を修めた後に5年次には「病院実務実習」「薬局実務実習」「実務実習後学習」を行い、6年次での「ファーマシューティカルケア総合演習」を経て薬剤師となることを自覚し共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を修得させている（根拠資料・データ等：3-1-1-6）。

ヒューマニズム教育・医療倫理教育において目標達成度を評価するための指標は各科目においてそれぞれ設定されておりこれに基づいて評価が行われている（根拠資料・データ等：3-1-1-7）。またヒューマニズム教育・医療倫理教育に関する授業科目の単位数は、この基準のあとに続く基準3-2から基準3-5までのすべての科目合計が98単位であって卒業要件の必要総単位数186単位の1/5以上となっている（根拠資料・データ等：3-1-1-8、3-1-1-9）。

(3-2) 教養教育・語学教育

【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】 薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】 社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】 薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

【現状】

本学には教養教育科目としてA群「自然科学と情報処理」16科目、B群「社会構造と生活」12科目、C群「歴史と文化」16科目、D群「思索と創造」7科目、およびE群「芸術とスポーツ」13科目の5群64科目が設定されている。これらの教養教育科目には薬学準備教育ガイドラインで示されている学問領域、人文科学、社会科学および自然科学の3分野の科目に加えて、書道、絵画、陶芸、柔道や剣道といった芸術やスポーツ関連科目も設けられている。これらの教養教育科目は知的好奇心や学習意欲を高める学習の動機付けのための科目（モチベーション1、誘い科目群）と、各主題において内容をさらに深めた科目（モチベーション2、展開科目群）に分類されている（根拠資料・データ等：3-2-1-1）。

本学では「変動を続ける社会の問題を自ら発見し、それを探究し、解決して、社会の発展に貢献する人材や、そのために必要な新しい知識を自ら学習し続ける人材を育成すること」を教養教育科目の教育目標に定めて社会のニーズに応じた科目の設置を進めてきた（根拠資料・データ等：3-2-1-2）。社会のニーズに対応するため平成21年度以降に「暮らしと物づくり」「市民生活と法」「教育制度論」や「セルフメディケーション」などの科目が追加された（根拠資料・データ等：3-2-1-1）。新たに加わった科目は1つの群に偏ることなくA～E群に配置することにより、学生の時間割編成時に選択の幅を持たせるように配慮している（根拠資料・データ等：3-2-1-3）。

本学部では語学、情報リテラシーとしてのITや日本語表現を必修の共通基礎科目と設定し、さらには教養教育科目のA～E群の中から3つ以上の群にまたがり9単位以上取得することを卒業の必須要件としている（根拠資料・データ等：3-2-1-4）。これらの共通基礎科目および教養教育科目は本学部の専門基礎科目と並行して開講されており、専門科目と人文科学、社会科学および自然科学分野の内容を関連づけながら学ぶことができるようにカリキュラムが編成されている。

【基準 3-2-2】

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-1】相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-2】聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-3】個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

〔現状〕

本学部では教養教育としてのコミュニケーション学習を専門科目として取り入れており、SGDを用いたPBLや実践的にコミュニケーションを学習することのできる能動的教育プログラムを1年次から6年次までに亘って配置している（根拠資料・データ等：3-2-2-1、3-2-2-2）。これらのプログラムでは課題に基づくSGDとプロダクトの作製、プレゼンテーション、総合討論を実施している。問題解決のレベルは学年進行とともに高度となり技能領域では「表現力を学ぶ」「表現力を育む」「自らの考えを表現する」「実習報告書、卒業論文を作成する」の順に高度化し、態度領域でも「薬学を学ぶ意欲の醸成と学習態度を習得」「目標設定と他者との協調」「医療人としての育成」「自己実現」の順に次第に深まりを増していく。これらはすべてカリキュラムマップに記載して学習の指針としている（根拠資料・データ等：3-2-2-3）。

このように6年間に亘って問題解決レベルを高度化しながら一連の作業を継続することで相手の話を傾聴し共感するなどのコミュニケーションの基本的能力、聞き手および自分が必要とする情報を把握し状況を的確に判断できる能力、個人および集団の意見を整理して発表できる能力を段階的に醸成している。

またこれら能動的学習の中で本学部に特徴的な実践的コミュニケーション学習は2年次科目「コミュニケーション」、3年次科目「生命倫理」および4年次科目「医療コミュニケーション」である。「コミュニケーション」では「幼児や高齢者との交流学習」「ハンディキャップ体験」を実施することで、医療人としてのホスピタリティを培うとともに自己と他者を認めた上で状況を的確に判断して行動する実践的な対人コミュニケーションスキルを修得する（根拠資料・データ等：3-2-2-4）。「生命倫理」では看護師業務見学を通じて医療における倫理感と人命の尊厳を体感することで自己の倫理観と医療人としての自覚を醸成する（根拠資料・データ等：3-2-2-5）。

「医療コミュニケーション」では実践的患者対応・カウンセリングテクニックを学習し、医療コミュニケーションにおける言語的または非言語的コミュニケーションの基本的態度を習得する（根拠資料・データ等：3-2-2-6）。これらの実践的コミュニケーション学習を導入することによりコミュニケーションの基礎から始まり医療において必要な技能と態度が効率的・効果的に身に着くよう工夫している。

これらの科目においては目標達成度を評価するための指標を設定し、これに基づいて評価している（根拠資料・データ等：3-2-2-7）。交流学习におけるコミュニケーション授業については参考資料（別添冊子 13 のコミュニケーション学習報告書）をご覧ください。

【基準 3-2-3】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

- 【観点 3-2-3-1】 語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。
- 【観点 3-2-3-2】 語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。
- 【観点 3-2-3-3】 医療現場で薬剤師に必要なとされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。
- 【観点 3-2-3-4】 医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。
- 【観点 3-2-3-5】 語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。

〔現状〕

外国語科目に関し本学部では1年次に第1外国語として「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英会話Ⅰ」「英会話Ⅱ」を必修科目として開講しており「読む」「書く」「聞く」「話す」の要素を全て履修できるように時間割が組まれている。第2外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語をそれぞれ2単位科目として選択が可能である（根拠資料・データ等：3-2-3-1）。

外国語科目は少人数制で懇切丁寧な語学教育が行われていて、特に英会話に関しては本学姉妹校であるカリフォルニア大学リバーサイド校（以下 UCR）から来日している米国人英語教員による指導が行われている。米国人英語教員による授業では読むことと書くことはもちろんのこと、ネイティブによる発音の聞き取りや受講学生への発音指導など「聞く」「話す」に関しても充実した英語教育環境が提供されている。

専門教育科目のうちの専門基礎科目として2年次に「薬学英语Ⅰ」「薬学英语Ⅱ」を開講して医療現場あるいは研究室や学術集会などで必要とされる英語力を身につけるための教育がなされている（根拠資料・データ等：3-2-3-2）。

また5年次や6年次で行う課題研究等においても専門用語の解説や外国語文献読解などの機会があり、医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が随時提供されている。

以上のように語学力を身につけるための授業科目は、共通教育基礎科目、専門基礎科目、専門科目全てに配置されており体系的な教育となるよう配慮されている。

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

〔現状〕

指定校入学試験（毎年 10 月上旬～中旬に実施）による入学予定者に対しては、入学式までの期間に本学の過去の入学試験問題（化学）あるいは薬学内容を含む英語冊子から課題を選択してこれらを課すことで入学準備学習としている。入学予定者からのレポートまたは解答などは当該学生の担任予定教員が採点した上でコメント・助言等を付して返却している。

本学では入学直後に「新入生オリエンテーション」を数日間実施しており、その一環として本学部新入生に対してアンケート調査を行っている。このアンケートでは高校在学時における履修科目の調査を実施、あるいは基礎的学力調査（センター試験レベル）も行って、高校化学または生物の未履修者や受講希望者に対して補習講義を 1 年次前期土曜日に開講している。

薬学教育モデル・コアカリキュラムにおける薬学準備教育（「薬学の基礎としての〇〇」）に相当する科目も選択必修科目として導入している（根拠資料・データ等：3-3-1-1、3-3-1-2、3-3-1-3）。該当する科目は 1 年次において集中的に行われており専門基礎科目として配置している。入学後間もない期間に集中して行うことにより、続いて履修する専門科目群（物理系・化学系・生物系）の理解がより深められるように科目が配置されている。また 1 年次前期に開講される専門基礎科目のうち A 系列科目（科目名に「A」が付記）については、1 年次後期にそれぞれ対となる B 系列科目（科目名に「B」が付記され「補充科目」と呼称）を配置している。この B 系列科目は A 系列科目の評価が不合格となった学生の履修が認められている。すなわち 1 年次前期において基礎的学力を十分に得ることができなかった学生に対しては同学年後期に再度当該科目を受講することができるカリキュラムを組んでいる。また本学では学生がパーソナルコンピューター（PC）を用い自主的に学習の復習や演習ができる学習支援システムを設置していて、薬学部学生も講義・実習のない自由時間にはいつでも利用できるようになっている。このシステムには薬学準備教育や薬学専門科目など薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した内容が網羅されており、学生が基礎的内容から薬学専門科目まで有機的に自己学習できる環境を整備している。

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】 薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】 学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

〔現状〕

本学部では早期体験学習を、全学年を通じて学ぶ「ヒューマニズム教育」のスタートと捉えるとともに、これからの学習に対するモチベーションを高めるための導入教育の中核と考えて「薬学入門Ⅰ」と「薬学入門Ⅱ」を1年次に配置している。特にこれらの科目の実施に当たっては本学部卒業生を中心に近郊の施設薬剤師に対して、薬学入門の趣旨を十分に説明して了解願った上で本学のボランティア・ファカルティ（大学の教育プログラムに参加するボランティアの薬剤師スタッフ）として協力を依頼した。このボランティア・ファカルティの協力のもと、入学直後から病院、保険薬局、ドラッグストアなどの医療現場のほか医薬品卸や製薬企業における早期体験学習の充実化を図っている（根拠資料・データ等：3-3-2-1、3-3-2-2、3-3-2-3）。

「薬学入門Ⅰ」では学生全員が病院と保険薬局の訪問、見学体験学習を行い、「薬学入門Ⅱ」ではドラッグストア、一般薬局、製薬企業および医薬品卸などについて希望する施設を学生に選択させて実施している。実施方法は学生を1グループあたり6～8人に分け、クラス担任ならびに薬学入門担当教員がチューターとなって「薬とは何か」「薬剤師の仕事の種類」「薬剤師と関わる人々」などをテーマにKJ法やブレインストーミングを行うことである。薬学入門では討議、調査、発表を繰り返し行うことで学生の能動的学習態度の育成、多面的な考え方の理解に加えて相互のコミュニケーション能力養成を図っている。

体験学習の事前準備として「体験学習施設での服装やマナー」「体験学習施設への事前連絡」なども学生主体でSGDを行い教員は助言のみに極力とどめることにより、学生個々の能動的学習を引き出すようにしている。さらに学習施設へ教員が引率しないことで学生が自主的で積極的な体験学習をできるようにしている。

体験学習後のSGDでは現場で経験した内容だけでなく事前学習や体験学習に臨む姿勢などについても振り返り、発表会において学生間で情報共有を図っている。また施設指導者からは実習学生の評価や早期体験学習そのものへの意見や要望を聴取して、これらを発表会で学生にフィードバックしている。発表原稿ならびに早期体験学習報告書は施設指導者にも送付して次年度の早期体験学習に役立ててもらっている。

以上のように初年次教育の一環として実施する本学部の早期体験学習は薬剤師の業務や役割のみならず、医療人としてのあり方を考えさせることで学ぶ目的を明確化し学習意欲の向上につなげている。

(3-4) 医療安全教育

【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】 薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】 薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めていること。

[現状]

薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景およびその後の対応に関する教育として1年次より6年次まで継続して授業科目を配置している(根拠資料・データ等:3-4-1-1)。まず1年次では薬剤師の職能のひとつとして医療事故防止があることに気づかせることを主眼とし、4年次までの間にリスクマネジメントの基礎を学ぶ。ついで5年次の実務実習でこれを実践するという意味で、薬剤師の薬害および医療過誤・事故防止における役割の大きさを学ばせることにしている。また6年次のファーマシューティカルケア総合演習では、5年次の実務実習で学んだことを振り返るとともに医薬品の安全使用に関する討議を行っている。特に「医薬品開発Ⅱ」において、財団法人いしずえの協力により薬害被害者を招聘して身近に薬害被害者の声を聞く授業を行っている。薬害としてはサリドマイド被害を取り上げているが、薬害に対するその原因と社会的背景や被害者や遺族に対する国・製薬企業の対応および被害者や遺族への差別や偏見の問題について、被害者本人から直接の体験や意見を聞くことができる(根拠資料・データ等:3-4-1-2)。この授業は医療人である薬剤師としての使命や責任を自覚する極めて有意義な機会となっている。しかしながら医療裁判を行っているような弁護士、医療施設における安全管理者などの話を聞く機会は設けられていない。

以上のように薬害、医療過誤、医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われている。

(3-5) 生涯学習の意欲醸成

【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。

【観点 3-5-1-1】医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。

【観点 3-5-1-2】卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。

【観点 3-5-1-3】生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。

〔現状〕

専門教育科目「医療の担い手の心構え」の到達目標のひとつに「医療の担い手として、生涯にわたって自ら学習する大切さを認識する」を掲げている（根拠資料・データ等：3-5-1-1）。また、「薬学入門Ⅰ」「薬学入門Ⅱ」「コミュニケーション」「生命倫理」では薬剤師の他に医療スタッフ、患者、高齢者との交流を持つ機会や、企業や病院からの外部講師の講演を聞く機会が設けられていて、日進月歩の医療分野では生涯学び続けることが必須であることを知る機会が提供されている。特に「早期体験学習」では、大学での学習を疎かにしてはいけないことに加え患者や医師に的確な情報を提供するために卒業後も日々の研鑽が欠かせないことをボランティア・ファカルティから直接アドバイスされるなど、その成果は報告書の随所に見受けられる（根拠資料・データ等：3-5-1-2）。さらに複数の講義で病院、保険薬局、ドラッグストアや企業等の外部講師を招聘していることは、生涯学習の重要性を学生に認識させることに寄与している（根拠資料・データ等：3-5-1-3）。加えて実務実習において学生たちには病院・薬局等で開催されている種々の勉強会に積極的に参加するように指導している。学生も先輩薬剤師と一緒に勉強会に参加することで生涯学習の大切さを認識するようになったことが学生レポートなどから読み取ることができる。

本学部では「福山大学薬学部・福山市薬剤師会シリーズ研修会」「福山大学薬学部卒後教育研修会」「福山大学漢方研究会」などのリカレント教育を定期的に行っている（根拠資料・データ等：3-5-1-4、3-5-1-5、3-5-1-6）。これらの場に学生の参加を働きかけ社会人の学習に対する姿勢を体感する機会を提供している。「福山大学薬学部・福山市薬剤師会シリーズ研修会」は平成13年より福山市薬剤師会および日本薬剤師研修センターとの共催の形式で毎月2回シリーズ研修会を開催している。基礎科学のほか最新医薬品の情報や医療コミュニケーションや臨床心理など幅広い内容を提供しており5年次生と6年次生を中心に学生が参加している。「福山大学薬学部卒後教育研修会」は、平成5年より日本薬剤師研修センターとの共催で開催している。

研修会は一般の薬剤師に開放して医療や生命科学などの新知識に関する内容を提供するもので、掲示などで学生にも参加を促している。「福山大学漢方研究会」は平成7年より毎月1回日本薬剤師研修センターとの共催で開催している。これらの研修会は初級・中級者を対象に新入生や初心者でも学びやすいように工夫されており本学部の学生も受講できる。

本学部の学生は実務実習までに講義や体験型学習を通して生涯学習に対する意識づけを行い、実務実習において薬剤師とともに各種研修会に参加することによって生涯学習の重要性を実際問題として認識するようになっている。多くの本学部卒業生たちが早期体験学習や OSCE の外部評価者や実務実習の実習施設などで協力しており、これが本学部の大きな特徴のひとつになっている。これは常日頃から学生たちに生涯教育の重要性を説くとともにリカレント教育の場を提供してきた結果であると考えている。

以上のように医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が体系的に行われている。

『薬学教育カリキュラム』

3 医療人教育の基本的内容

[点検・評価]

「薬学入門Ⅰ」「薬学入門Ⅱ」は1年次の早い時期に薬剤師の活動分野や役割を知ること、薬学生として薬学を学ぶモチベーションを高める導入教育の役割を十分に果たしている。「コミュニケーション」で実施している「交流学习」は学生の役立ち感や自己肯定感を育み、患者さんに寄り添える薬剤師の養成につながる本学部独自の教育プログラムと評価できる。さらに「生命倫理」「医療の担い手の心構え」「医療コミュニケーション」「事前学習」「実務実習」「実務実習後学習」では医療全般を概観し、医療人として相互の信頼関係を構築するために必要な知識、技能、態度を身につける教育が実践されている。これらの科目は目標達成度を評価するための指標に基づいて適切に評価され体系的かつ効果的に実施されている。これら医療人教育の基本的内容に関する授業の単位数は卒業要件の1/5以上に設定されている。

語学、ITや日本語表現の共通基礎科目に加えて「自然科学と情報処理」「社会構造と生活」「歴史と文化」「思索と創造」「芸術とスポーツ」の5群64科目の教養教育科目が開講され、学生や社会のニーズに応じた幅広い教育プログラムが提供されている。学生はこれらの中から3群以上にまたがり複数の教養教育科目の履修が義務づけられており、幅広い教養教育を受けることができる。人文科学、社会科学および自然科学などの教養教育科目は薬学専門科目と並行して開講されており、薬学領域の学習と関連付けて履修できるよう編成されている。

本学部ではSGD/PBL教育が自己表現能力を醸成するためには有効な教育手法であると考えており、1年次から6年次までの全ての学年に亘ってSGD/PBL教育を取り入れている。したがって全学年を通して自分の考えや意見を適切に表現するための知識、技能、態度を修得するための教育が行われていると評価できる。

英語教育では米国人英語教員による英会話の授業が設定されており、「読む」「書く」に加えて「聞く」「話す」の要素を取り入れた教育が行われていると評価できる。またUCRへの集中英語研修の機会が提供されており、学生の英語力向上とともに国際感覚を養う教育も実施されていると評価できる。さらに「薬学英语Ⅰ」「薬学英语Ⅱ」および課題研究等における外国語文献読解なども行われており語学力を身につけるための体系的な教育が行われていると評価できる。

早期入学決定者に対しては学習プログラムが適切に準備されている。全入学生に対しては入学直後に基礎学力試験を実施し、その結果を薬学専門基礎科目の授業内容に反映している。高校における未履修科目（化学または生物）に対しては1年次前期において補習講義を行っており前期で十分理解できなかった学生に対してはそれぞれの補充科目が後期に準備されている。このように薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていると評価できる。

「早期体験学習」では全員が前期に病院と保険薬局を見学し、後期に希望する他業種を広く見学している。多数の学生がアンケート調査において早期体験学習は将来を考えるきっかけとなったと回答しており、学習意欲の向上につながっていると考えられる。発表会では情報の共有化を図るとともに施設指導者や教員から学生に対して学習内容のみならずまとめや発表についての講評をフィードバックすることで「行動変容のための気づきの学習」が実践されている。

サリドマイド被害の授業は学生にとって大変衝撃的であり、医療人である薬剤師としての使命と責任を自覚するために極めて有意義な授業となっている。その他にも1年次より6年次まで継続して薬剤師の職能の土台である医薬品の安全使用の観点から講義、演習あるいは実習が行われていると評価できる。

本学における体験型学習の目的のひとつとして生涯学習の意識づけがあり、これらの集大成とも言えるべき実務実習では臨床現場の薬剤師業務体験や種々の勉強会へ参加することもでき、実務実習は生涯学習の重要性を体感できる絶好の機会となっている。本学部では生涯学習プログラムを定期的実施して学生にも参加を促しており、1年次から6年次までの学生が学んでいる。またボランティア・ファカルティとして多くの本学部卒業生が専門教育に参加していることは、生涯学習の重要性を認識させることに役立っていると評価できる。

以上述べるように医療人として相応しい行動をとるために必要な知識、技能、態度を身につけるための基本的な教育が体系的に行われていると評価できる。

〔改善計画〕

医療安全教育プログラムにおいてサリドマイド被害者以外の薬害被害者の話も聞いた上で、医療訴訟に至った経緯などについて弁護士などの法律家、あるいは行政関係者の意見やアドバイスがあれば、学生が薬害についての幅広い視点や医療事故を防ぐための役割の多様性を学ぶきっかけとなると考えられるので、こういった学習の実施を検討する。

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】 各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

〔現状〕

平成 18 年度に本学部では薬剤師養成が可能となる 6 年制薬学科のみを設置した。このことに伴って「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠してカリキュラムを定め、6 年制薬学教育課程をスタートした。シラバスの各科目には一般目標（授業のねらい・概要）と到達目標（授業（学習）の到達目標）を明示している（根拠資料・データ等：4-1-1-1）。薬学教育モデル・コアカリキュラムの全 SB0s に対して大学独自の通し番号をつけて回数ごとの授業内容の欄に対応する SB0s を記載し、薬学教育モデル・コアカリキュラムとの対応が簡単に分かるように工夫している（根拠資料・データ等：4-1-1-2）。全ての科目の SB0s を合わせれば薬学教育モデル・コアカリキュラムの全到達目標が網羅されていることを確認している（根拠資料・データ等：4-1-1-3）。

【基準 4-1-2】

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】 各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】 科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】 各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】 患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

〔現状〕

本学部では到達目標の学習領域（知識、技能、態度）に適した学習方法を用いて教育している（根拠資料・データ等：4-1-2-1）。多くの専門科目では受動的な講義形式だけでなく、PBLなどの能動的な学習方法を積極的に取り入れている（根拠資料・データ等：4-1-2-1、4-1-2-2）。

実習や演習は科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度の修得を目的として実施されており実験や討論などの学習方法が用いられている。このような実習や演習は薬学領域の全ての分野で生まれ、1年次後期開講の「実習Ⅰ」より4年次前期の「実習Ⅵ」まで順次開講して4年次後期の「実務実習事前学習」から5、6年次の「課題研究」へと接続している（根拠資料・データ等：4-1-2-3）。こうした実習や演習の合計単位数は卒業に必要な186単位のうち86単位を占めている（根拠資料・データ等：4-1-2-4）。各授業科目では病態や症例、治療薬、ドラッグデリバリーシステム等の具体例をできるだけ取り入れることにより基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めている。

多くの授業科目では本学教員だけでなく実際に医療現場で働く医師、薬剤師、看護師や薬事関係者、さらには薬害被害者による講義や演習を実施しており幅広い交流ができるように工夫している（根拠資料・データ等：4-1-2-5）。具体的には1年次の「薬学入門Ⅰ」「薬学入門Ⅱ」において病院、保険薬局やドラッグストア等の薬剤師、3年次の「生命倫理」には医師や看護師のほかに患者、特に「医薬品開発Ⅱ」ではサリドマイドの薬害患者との交流が含まれている（根拠資料・データ等：4-1-2-6）。

また5年次の実務実習期間中に学生は薬剤師をはじめとする医療従事者と密接に関わることになる。そこで本学部では各期の実務実習終了時に実習報告会を開催して全員にポスター形式での報告を義務化しており、この報告会には大学近郊の薬剤師のみならず、大阪府、山口県や島根県の実習受入施設の薬剤師も多数来校されて学生と討議するなど交流を深めることができるようにしている（根拠資料・データ等：

4-1-2-7、4-1-2-8)。

以上の通り患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され教育へ直接的に関与している。

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】 効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

〔現状〕

本学部では関連した該当科目を物理系、化学系、生物系、衛生関連系、法・制度関連系、医療薬学系、実習および課題研究系の7つの系としてまとめ、各系内では基礎から順に専門性の高い学習目標に到達できるように配慮して配置している。各系間では物理系、化学系、生物系、衛生関連系、法・制度関連系を修了した後に医療薬学系、実務実習および課題研究系を配置している。このように系内においても系間においても各科目の関連性に配慮して効果的な学習ができるように開講時期が設定されている（根拠資料・データ等：4-1-3-1）。さらに当該科目と関連性の高い科目はあらかじめ（あるいは必要に応じて同時に）履修可能な時期に配置されており、シラバスに「履修しておくことが望ましい科目等」と記載されている（根拠資料・データ等：4-1-3-2、4-1-3-3、4-1-1-1）。本学部の学年進行に伴う教育プログラムはカリキュラムマップとして模式的に学生に提示している（根拠資料・データ等：4-1-3-3）。

専門科目の履修と連動して薬学教育モデル・コアカリキュラムに提示してある知識、技能、態度の修得を目的として実習を実施しているが、1年次後期から4年次前期にそれぞれ配置して4年次後期の実務実習事前学習へと接続を図っている。

また自らのキャリアアップにつながる複数のプログラムが選択可能なファーマシューティカルケア総合演習は実務実習終了後の6年次生を対象に開講している。この科目は薬学教育モデル・コアカリキュラムにとらわれない、アドバンスト科目と位置づけている（根拠資料・データ等：4-1-3-4、4-1-3-5）。

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

- 【観点 4-2-1-1】 薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。
- 【観点 4-2-1-2】 大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。
- 【観点 4-2-1-3】 大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。
- 【観点 4-2-1-4】 薬学教育モデル・コアカリキュラムに記載されている教育を実施するに当たり、教育手法に工夫が取り入れられていることが望ましい（この観点は独自に追加しました）。

〔現状〕

本学部は教育目標に「薬学の確かな知識、技能とともに幅広い視野を持って医療の最前線で活躍する薬剤師を養成すること」を掲げている。薬学教育を修了したのち臨床現場で薬剤師として活躍するためには膨大な知識を修得することが必要となる。本学部ではスムーズな知識修得のためには専門教育に関わる準備教育が重要であると考えそのための独自の専門教育科目を1年次に配当している。

本学部独自の専門教育科目としては「薬学の基礎としての物理」「有機化学入門 A」「有機化学入門 B」「薬学の基礎としての生物 A」「薬学の基礎としての生物 B」「薬学の基礎としての数学・統計 A」「薬学の基礎としての数学・統計 B」「物質の基本概念 A」「物質の基本概念 B」の9科目を1年次の専門基礎科目として配当、シラバスに明示している（根拠資料・データ等：4-2-1-1）。これらの科目は1年次生を対象として開講される専門基礎科目 11 科目のうちの9科目を構成しているとともに2年次への進級に必要な単位の一部となっている（根拠資料・データ等：4-2-1-2）。また時間割編成に配慮して学生は大学入学までの学習状況に応じて上記専門基礎科目の履修ができるようにしている（根拠資料・データ等：4-2-1-3）。実際に「薬学の基礎としての物理」「有機化学入門 A」「薬学の基礎としての生物 A」「薬学の基礎としての生物 B」および「薬学の基礎としての数学・統計 A」の4科目はほぼ全ての1年生が履修している。

また本学部では教育目標に「医療人としての倫理観・使命感とともに豊かな人間性に基づいて行動する薬剤師を養成すること」を掲げている。この教育目標を達成するための中心的な科目として2年次に「コミュニケーション」を配当している（根拠資料・データ等：4-2-1-2）。「コミュニケーション」授業とは保育園および高齢者施設

と連携して交流学習を実践するものである。これは幼児または高齢者と1：1のパートナーとして8回（それぞれ2時間）の交流を持つことで人間関係を構築していくことを目的としている。さらにこの過程で異世代間のコミュニケーション能力を培うとともに、自己肯定感・自尊感情を育むことによりホスピタリティーを培う（根拠資料・データ等：4-2-1-4）。また「生命倫理」では公立学校共済組合中国中央病院と提携して看護業務体験を取り入れている（根拠資料・データ等：4-2-1-5）。さらに「医療コミュニケーション」では患者と適切に関わることや、患者の気持ちを理解する態度や技能を身につけるために、言語的・非言語的コミュニケーション理論、プロセスレコードなどの医療コミュニケーションに必要な知識、技能、態度を修得することを目的としてチュートリアル教育とロールプレイを実施している（根拠資料・データ等：4-2-1-6）。

このように本学部では大学独自の薬学専門教育を実施すると同時に、薬学教育モデル・コアカリキュラムに記載されている教育を実施するに際して大学独自の教育手法を取り入れている。

『薬学教育カリキュラム』

4 薬学専門教育の内容

[点検・評価]

本学部のカリキュラムは薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠しており一般目標と到達目標は各授業科目のシラバスに明示されている。しかし大学独自の薬学専門教育は1年次の導入教育に偏っている。

本学部のカリキュラムでは各到達目標の学習領域に適した学習方法を用いており、知識の修得においては旧来的な「講義」とらわれることなく PBL や SGD 等の能動的な学習法を積極的に用いている。技能や態度の修得については実験、実習が十分に行われているだけでなく、これら以外の授業科目においても参加型・体験型の授業方法が取り入れられている。また医療の現場や薬害患者との交流に努めており医療現場での取り組み等を積極的に教育現場に取り入れている。

本学部のカリキュラムは互いに関連している専門科目を系としてまとめ、基礎から順に専門性の高い学習目標に到達できるように配置して効果的な学習ができるようにしている。さらに全ての分野に関する実習を組んでおり、薬学全体の科目間の関連性に配慮したカリキュラム編成を行っていると評価できる。

本学部では教育・研究上の目的に基づいて薬学準備教育を専門基礎科目として設定している。これらの科目の学習内容はシラバスに明記されており、全学生が履修可能となるよう時間割編成がなされている。

[改善計画]

本学部の教育研究目標に基づき2年次以降のカリキュラムについても大学独自の到達目標が設定できるか検討する。特に本学部が教育手法を工夫して実施している授業科目（「薬学入門」「コミュニケーション」「生命倫理」など）においては薬学教育モデル・コアカリキュラムに記載されていない大学独自の到達目標が設定できるかを検討する。

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

【基準 5-1-1】

事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

- 【観点 5-1-1-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。
- 【観点 5-1-1-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。
- 【観点 5-1-1-3】実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。
- 【観点 5-1-1-4】実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。
- 【観点 5-1-1-5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。
- 【観点 5-1-1-6】実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

〔現状〕

実務実習事前学習の教育目標（一般目標・到達目標）は実務実習モデル・コアカリキュラムの到達目標を全て含んでいる（根拠資料・データ等：5-1-1-1）。加えて薬学教育モデル・コアカリキュラムの到達目標のうち SB0-960（C15-（1）-3-3）「医薬品情報を目的に合わせて適切に加工し、提供できる（技能）」と SB0-972（C15-（1）-6-1）「医薬品の採用、選択に当たって検討すべき項目を列举できる」を実務実習事前学習に組み込んでいる。また本学部独自の到達目標として「薬剤情報提供書を作成できる（技能）」を導入している（根拠資料・データ等：5-1-1-2、5-1-1-3、5-1-1-4）。

学習方法については実務実習モデル・コアカリキュラムに沿った講義、実習・演習（SGD）を行っているが、3年次あるいは4年次にすでに講義した内容については学習方法を「講義」から能動的学習の「演習」に変更して実施している。総学習時間は114.5コマである。実務実習事前学習の多くの到達目標は3年次後期以降に実施されている講義「調剤」「患者情報」「テーラーメイド医療」や「実習Ⅳ」などにおいてすでに数十コマ実施されているが、本学部実務実習事前学習ではこれらを再度学習している（根拠資料・データ等：5-1-1-1）。実施場所については医療薬学教育センター（34号館）内に実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習専用の講義室、SGD室、調剤実習室、クリーンルーム等を整備している（根拠資料・データ等：5-1-1-5）。以上のように本学部の実務実習事前学習は実務実習モデル・コアカリキュラムに準じている。実施に際してはその内容（実務実習モデル・コアカリキュラム方略「S101～S701」）を独自の福山大学方略「方略1～方略47」に再編成している（根拠資料・データ等：5-1-1-4）。

実務実習事前学習は実務実習開始直前のセメスターである4年次後期に実施しており、平成24年度の実務実習事前学習は9月24日～11月29日に実施した。講義以外の授業では臨床系・医療薬学系教員がチームを作って各方略の実施体系を構築し、実施に当たっては基礎系教員も加わった。本学部では助教以上の全教員、5年次生のティーチングアシスタント（TA）、模擬患者（SP:Standardized Patient）が参画している（根拠資料・データ等：5-1-1-5）。なお基礎系教員も加わっているが必ず臨床系・医療薬学系の教員が責任者となって実施している。

実務実習事前学習の目標達成度の総括的評価は実地試験（OSCE）および実習日誌等ポートフォリオの内容を指標としていて、これらの配点はシラバスに記載している（根拠資料・データ等：5-1-1-6）。形成的評価は随時実施して到達目標の自己評価で習得度の低い項目については自主的かつ能動的に学習するようフィードバックしている（根拠資料・データ等：5-1-1-4）。

平成24年度実務実習事前学習の終了時期は11月29日であるが、平成24年度4年次生は平成25年度5月以降に実務実習を開始する。したがって5月から実務実習を実施する学生は実務実習事前学習終了から5ヶ月後、9月から実務実習を実施する学生は実務実習事前学習終了から9ヶ月後に実習を開始することとなる。本学部では実務実習開始前には実習直前補講を開催するとともに実務実習事前学習施設（調剤実習室等）を学生に開放して各学生が随時自習できる体制を整えている（根拠資料・データ等：5-1-1-7）。

(5 - 2) 薬学共用試験

【基準 5-2-1】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【観点 5-2-1-1】実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5-2-1-2】薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

[現状]

本学部における平成 23 年度薬学共用試験は OSCE 本試験が平成 23 年 12 月 4 日（日）に、CBT 本試験が平成 24 年 1 月 19 日（木）にそれぞれ実施された。CBT および OSCE 本試験の結果は共用試験センターの福山大学用ホームページにて確認し、受験した対象学生 135 名全員が CBT および OSCE とともに薬学共用試験センターの提示した合格基準（CBT は正答率 60%以上、OSCE は細目評価 70%以上かつ概略評価 5 以上）を満たしていることが確認された。

なお薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準は本学部のホームページにて公表されている（根拠資料・データ等：5-2-1-1）。

【基準 5-2-2】

薬学共用試験(CBT および OSCE)を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】 薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】 学内の CBT 委員会および OSCE 委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】 CBT および OSCE を適切に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

〔現状〕

本学部における平成 23 年度薬学共用試験の OSCE 本試験および CBT 本試験は薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われた（根拠資料・データ等：5-2-2-1、5-2-2-2）。また薬学共用試験を公正かつ円滑に実施するために共用試験実施委員会（CBT 実施部会、OSCE 実施部会）が学部内に組織されており、このことは薬学共用試験センターに報告している（根拠資料・データ等：5-2-2-3）。実施委員会は共用試験実施要項に従い受験者の登録、受験料の徴収、CBT 体験受験、評価者養成講習会等を実施している。

CBT 実施に際しては CBT 実施部会が体験受験および本試験の日程について立案して本学部執行部の了承を得た上で決定している。体験受験および本試験の実施方法やそれぞれの受験者説明会および監督者説明会の日程や実施方法については CBT 実施部会が決定している。OSCE における本試験および評価者養成講習会の日程についても CBT 同様に OSCE 実施部会が立案、本学部執行部の了承を得て決定している。また本試験および評価者養成講習会の詳細な内容は OSCE 実施部会が決定している。

CBT は医療薬学教育センター（34 号館）3 階のマルチメディア室 1 および 2 に設置されているノート型 PC 計 169 台を用いて実施している。これは平成 23 年度の受験者 135 名、平成 24 年度の受験者 107 名に対して予備の PC（受験者の 1 割程度の数）を考慮しても十分に対応できている。

OSCE 本試験は医療薬学教育センター（34 号館）で実施している。医療薬学教育センター（34 号館）には館内放送システムや全部屋に LAN が整備されており、調剤実習室、クリーンルーム、模擬病室なども設置されていて OSCE の課題を実施するために十分な設備が整っている（根拠資料・データ等：5-2-2-4）。

平成 23 年度の共用試験については CBT と OSCE とともに外部実施モニター教員から十分な施設・設備があり厳正かつ円滑に実施されたという講評を得ている。

(5 - 3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 5-3-1-1】 実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-3-1-2】 実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

【観点 5-3-1-3】 実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。

【観点 5-3-1-4】 薬学部の全教員が参画していることが望ましい。

[現状]

実務実習に関する多くの問題に対応してきめ細やかな指導を行うため、臨床系・医療薬学系教員を中心に実務実習委員会を設置している（根拠資料・データ等：5-3-1-1）。実務実習委員会は学部長を委員長、実務実習事前学習責任者および実務実習責任者を副委員長として教員 17 名で構成されており実務実習全般の責任を負っている。本委員会では実務実習に関わるすべての企画、調整、実習施設との連携等について協議している。すなわち施設訪問・セミナー担当教員の配属、広島県東部配属案の作成、事前訪問時の報告事項、遠隔地実習の実施方針、施設担当教員の決定、日誌の対応等である（根拠資料・データ等：5-3-1-2）。

学生の健康診断に関しては、毎年 4 月に本学において健康診断を行っている。予防接種に関しては 4 種（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）の抗体検査を 1 年次生に実施し、抗体価の低い学生に対しては 4 年次のオリエンテーション時にワクチンの接種を指導している。

本学部では助教以上の全教員で地域別の実習担当チームを 5 つ編成している（根拠資料・データ等：5-3-1-3）。各チーム内ではすべての実務実習実施施設に対して担当教員を定め、実習施設との事前折衝、指導薬剤師との協力体制の構築、実習中の学生指導（施設訪問）、実習セミナーを行っている（根拠資料・データ等：5-3-1-4）。担当教員チームは分野別の偏りが無いように臨床系・医療薬学系教員と基礎系教員を複数含むように編成している。

【基準 5-3-2】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】 学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】 学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】 遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

〔現状〕

まず4年次生に実務実習オリエンテーションを開催して病院配属希望先のアンケートを取るとともに、すべての実習配属調整は病院・薬局実務実習中国四国地区調整機構（以下中四調整機構）および他地区調整機構が公正に行うことを説明している（根拠資料・データ等：5-3-2-1）。実務実習の配属調整申請は学生の配属希望地域（大学近郊あるいは帰省先等）を考慮した上で大学から中四調整機構に学生配属希望を提出している（根拠資料・データ等：5-3-2-2、5-3-2-3、5-3-2-4）。平成24年度は中国・四国地区出身者は原則全員ふるさと実習を実施、他地区出身者に関してはその地区に3名以上の出身者がいる場合にふるさと実習を実施した（根拠資料・データ等：5-3-2-5）。中四調整機構および他地区調整機構からの配属結果について、配属施設への通学に問題がある場合には中四調整機構に連絡して通学可能な施設への変更を依頼している。

遠隔地における実習指導は本学部教員で地域担当教員チームを設定し、実務実習を行う学生に対してweb上の交信システムで実習日誌を提出させ、実習の状態を確認している（根拠資料・データ等：5-3-1-3）。また11週間の実習期間中原則3回は担当教員が実習施設を訪問して指導薬剤師と面談して実習状況を確認するとともにそれぞれの実習地域で会場を設けて実務実習セミナーを開催している。このことにより適正な実務実習が行えるように学生を指導、あるいは異なる施設の実習学生間の意見交換などの機会のある場としている（根拠資料・データ等：5-3-2-6）。このように実習施設および学生との密な連絡によって学生の健康状態および実習の状態を把握し、学生にとってより効果的かつ効率的に実習が継続できるよう配慮している。

【基準 5-3-3】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-1】 実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-2】 実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

〔現状〕

毎年実習施設の名称、所在地、開設者、管理者、実習学生受入状況や薬剤師数、指導薬剤師の氏名・経験年数・実習指導に関わる研修歴、実務実習モデル・コアカリキュラム到達目標の実施の可否および一部不可の場合の対処法、さらに薬局の場合は保険薬局指定、処方せん取扱い患者数、一般用医薬品取扱い状況、病院の場合は病床数、保険医療機関の有無、処方せん枚数、院外処方発行率、薬剤管理指導請求件数を記載した「実習施設の概要」を作成・更新して実習施設の指導薬剤師および設備の適正性について実務実習委員会が確認・検討している（根拠資料・データ等：5-3-3-1、5-3-3-2）。また実務実習の事前訪問時に指導薬剤師と面談して実習指導者としての適正性ならびに実習設備の適正性を確認している。

【基準 5-3-4】

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-4-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-4-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-4-3】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

〔現状〕

本学部の実務実習における教育目標（一般目標・到達目標）は実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠している（根拠資料・データ等：5-3-4-1）。実務実習の進捗状況は学生の自己評価表により確認している（根拠資料・データ等：5-3-4-2、5-3-4-3）。自己評価表は実務実習モデル・コアカリキュラムの個々の到達目標（SB0）ごとに学生が自己評価を行うツールで実施日およびその日における自己評価を記入する。指導薬剤師および大学教員は自己評価表のチェックを随時行い、各目標の到達度を把握して学生に指導を行っている。自己評価表は指導薬剤師と大学教員双方で確認するので実習の進捗状況を共有できる利点がある。

実習内容については学生から web 上に提出される日誌により確認を行っていて、この日誌には1日のスケジュールおよび実習内容を記入する欄が設けられている（根拠資料・データ等：5-3-4-4）。また施設訪問時には施設が計画した実習スケジュール表も確認している。病院実習での院内製剤や薬局実習での一般用医薬品など当該施設で実施困難な実習は他施設へ依頼することで補っているが、その際には本学部への施設外実習届の提出を義務付けている（根拠資料・データ等：5-3-4-5）。施設外実習届には依頼先施設での実習内容や期間、責任者等を記入する欄があり担当教員はこれらを把握するとともに、日誌・スケジュール表による確認も行っている。このように担当教員は学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に行われているかを確認しているものの約50名の顧客と対応することを要求している薬局実習の薬局カウンター実習等、実務実習モデル・コアカリキュラムには完全に実施することが困難な方略が存在する。そのような方略に対しては可能な限り実施しているのが現状であり、実務実習モデル・コアカリキュラムの内容と大きく逸脱している場合には施設側に改善を要求することも想定されるが、施設側も実務実習モデル・コアカリキュラムを基準にスケジュールを立てているために現時点で大きな問題は起こっていない。

本学部では実習施設との契約時に 11 週間の実習期間を明示した上で契約を行っており（根拠資料・データ等：5-3-4-6、5-3-4-7）、この実習期間が守られていることは実習中の 3 回の施設訪問や実習学生から配信される日誌より確認することができるようになっている。

【基準 5-3-5】

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。

【観点 5-3-5-1】 事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

【観点 5-3-5-2】 実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。

〔現状〕

本学部では地区別に実務実習施設を担当するチームを編成し、チームごとに実習施設の担当教員を複数配置している。各チームは実務実習スケジュール表を作成して実務実習中に行うべき事項を明確に規定している。スケジュール表には学生指導、実習施設との事前打ち合わせ、実習期間中の施設訪問、地区別実習セミナーの開催などについて詳細に実施項目と実施予定日を設定して全教員の行動に過不足が無いようにしている（根拠資料・データ等：5-3-5-1）。

施設担当教員は実習開始前に実習施設を事前訪問して指導薬剤師ならびに部門責任者と面談して教員の実習中の訪問スケジュールの提示、実習学生自身の作成した「学生基礎資料」に基づく学生のプロフィール紹介、および「日誌・週報」、「方略と自己評価」、「準備・確認チェックリスト」、「欠席・遅刻・早退調査票」などの実務実習に関連する資料の説明を行なって実習がスムーズに行なわれるように十分な打ち合わせを行っている（根拠資料・データ等：5-3-4-2、5-3-4-3、5-3-4-4、5-3-5-2、5-3-5-3、5-3-5-4）。担当教員は実習期間中に実習施設を原則3回訪問して指導薬剤師や部門責任者、実習学生と面談して実習状況の確認と学生指導ならびに実習上の情報交換を行っている（根拠資料・データ等：5-3-2-6）。

学生は作成した実習日誌と週報を担当教員にはweb実習管理システムを介して、指導薬剤師には紙媒体で提出する。担当教員は提出された日誌ならびに週報を閲覧し必要に応じて指導薬剤師と連携を取りながら学生に指示・指導のフィードバックを行っている。担当教員によるフィードバックは電子メールやそれに伴う添付書類、訪問時あるいはセミナー時には口頭でも実施している。

実習期間中は地区別に原則3回の実習セミナーを開催している。実習セミナーではその地区で実習している学生が「セミナー用資料作成マニュアル」に従って作成した資料を基に実習状況のプレゼンテーションを行う（根拠資料・データ等：5-3-5-5）。各施設の指導薬剤師には連携して指導を行うために可能な限りセミナーへの参加を求め、またふるさと実習に際しては本学出身薬剤師にも地域ボランティア・ファカルティーとして参加を要請している。このように学生相互の交流を図るとともに教員・

指導薬剤師・地域ボランティア・ファカルティーによる実習指導を実施、また実習セミナーに参加できなかった指導薬剤師に対してはそこで得られた学生からの情報を共有するなどして実習施設との連携を図っている。

実習終了後は大学において実務実習報告会を行っている。学生は各自でテーマを設定して実習の成果をポスター発表し、発表内容については2名の教員がコメンテーターとして発表の指導と評価を行っている。報告会には実習施設で指導に当たった薬剤師の参加を求めて担当学生の報告を確認しまた他施設における実習状況を知ってもらう機会としている（根拠資料・データ等：5-3-5-6、5-3-5-7、5-3-5-8）。

実習開始前の実習説明会において学生に個人情報の意味と守秘義務の履行について説明ならびに指導を行っている。説明会の後、「病院・薬局等における実習等の誠実な履行並びに個人情報等および病院・薬局等の法人機密情報の保護に関する説明文書」に則り学生から誓約書を取得して本学部に保管している。実習施設に対しては実習開始前の訪問時に上記の説明文書と誓約書について説明、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督を依頼している（根拠資料・データ等：5-3-5-9、5-3-5-10）。

【基準 5-3-6】

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。

【観点 5-3-6-1】 評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。

【観点 5-3-6-2】 学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

【観点 5-3-6-3】 実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。

【観点 5-3-6-4】 実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。

〔現状〕

総括的評価については実習中の日誌・週報に 40 点、実習セミナーにおける態度・発言・セミナー資料の内容などに 40 点、実習指導者の総合評価に 20 点を配点して評価している。日誌・週報および実務実習セミナーは担当教員が評価している。実習指導者 20 点については実習終了後に提出する「実習学生評価表」の 4 段階評価（優、良、可、不可）に加え、記述式の「講評」をお願いして実習最終段階での態度を含めた総合評価を頂けるように配慮している（根拠資料・データ等：5-3-6-1）。これらの評価方法については実務実習開始前の事前訪問時に担当教員から指導薬剤師に提示し、文書を用いて口頭説明している（根拠資料・データ等：5-3-6-2）。またシラバスにも記載して学生にも理解できるように提示している（根拠資料・データ等：5-3-4-1）。

形成的評価については実習の進行に応じて学生に SB0 ごとの 4 段階自己評価を行わせ、その自己評価に対して指導薬剤師ならびに担当教員が適時確認を行い三者間で評価の共通認識を持つことができるよう努めている（根拠資料・データ等：5-3-4-2、5-3-4-3）。

学生は実習日誌と週報を作成して担当教員には web 実習管理システムを介して、指導薬剤師には紙媒体で提出する。担当教員は提出された日誌ならびに週報を閲覧して必要に応じ指導薬剤師と連携を取りながら学生に指示、あるいは指導するなどのフィードバックを行っている。担当教員による指示・指導などは電子メールで、訪問時あるいはセミナー時には口頭で実施している。

実習期間中は地区別に原則 3 回の実習セミナーを開催している。実習セミナーではその地区で実習している学生が「セミナー用資料作成マニュアル」に従って作成した資料を基に実習状況のプレゼンテーションを行う（根拠資料・データ等：5-3-5-5）。各施設の指導薬剤師には連携して指導を行うために可能な限りセミナーへの参加を求めている。このように学生が相互の交流を図るとともに、教員・指導薬剤師による

実習指導を実施している。また実習セミナーに参加できなかった指導薬剤師に対してはそこで得られた学生からの情報をフィードバックして実習施設との連携を図っている。

実習終了後に5年次生20～30名が参加するワークショップを開催して、実習内容、実習状況およびその成果に関する学生の意見をまとめている（根拠資料・データ等：5-3-6-3）。実習施設の指導者の意見は施設担当教員が確認するとともに施設担当教員の意見と合わせて各チームの責任者が確認している。実習中のトラブルについては施設担当教員からの報告を本学部実務実習問題検討委員会が収集して本学部教授会にて教員に周知して今後に生かすとともに中四調整機構にも報告している（根拠資料・データ等：5-3-6-4）。

授業科目「実務実習後学習（1単位）」では学生が実務実習報告会用ポスターを教員および指導薬剤師のサポートのもとに作成する（根拠資料・データ等：5-3-6-5）。この発表会は学生の総合的な学習成果を発表する場として設けられ、発表内容ならびに発表態度を3段階で評価している（根拠資料・データ等：5-3-5-7）。

『薬学教育カリキュラム』

5 実務実習

[点検・評価]

実務実習事前学習の教育目標と方略は、実務実習モデル・コアカリキュラムの教育目標、方略に準拠し、時期は実務実習における学習効果が最も高められるように直前のセメスターである4年次後期に設定されている。講義以外の授業では複数の臨床系・医療薬学系教員がチームを作って各方略の実施体系を構築してそこに基礎系教員が加わる体制になっている。これには助教以上の全教員が参画しており適切な指導体制が構築されている。

実務実習モデル・コアカリキュラムの総学習時間数は122コマであるが、本学部の実務実習事前学習は114.5コマと若干少ない。しかしながら実務実習事前学習の到達目標を含んだ内容をすでに3、4年次において数十コマ実施していることから問題なく教育・指導が行われている。

実務実習事前学習において工夫している点として、実務実習事前学習開始前までに講義、実習等ですでに学習している内容については学習方法を「講義」から能動的学習の「演習・SGD」等に変更してより習熟度を高める効果的な学習方法で実施していることが挙げられる。また実務実習開始前に直前補講と実務実習事前学習の復習を実施していることも実務実習を有効に学習できる点で評価できる。

薬学共用試験は薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて本学部のCBT実施部会およびOSCE実施部会により公正かつ円滑に実施されている。また本試験は適切に行える施設・設備のもとで実施され、薬学共用試験センターの合格基準に基づいて判定された結果は大学ホームページ上で公表している。

病院・薬局実務実習が円滑に実施されるように学部長はじめ臨床系・医療薬学系教員を中心に実務実習委員会を組織して責任体制を明確化している。本委員会により全教員が参画する実務実習サポート体制が構築されている。しかし本委員会は構成メンバー17名のうち15名が臨床系・医療薬学系教員であり基礎系教員は2名に過ぎない。

学生の実習配属先は中四調整機構を窓口として公正に調整されている。学生にも調整機構が配属調整する旨を説明していて、通学手段に問題があった場合は各地区調整機構に再調整を依頼、これまで混乱なく配属手続きができています。

病院・薬局実務実習は実務実習モデル・コアカリキュラムに基づいて適切に実施されている。実習指導体制として担当教員が原則4回（事前訪問1回、実習中3回）指導薬剤師と面談して実習スケジュールや実習状況を確認するとともに、実務実習セミナーを3回開催して学生の実習・生活指導を実施している。これらを実施するためにチームごとに実務実習スケジュール表を作成し、実務実習中に行うべき事項を明確に規定している。また実習日誌・週報の確認方法として独自の実務実習用webシステム

を導入している。その他総合的な学習成果を発表する場として実務実習報告会を各期に開催するなど、実務実習のサポート体制は充実している。

〔改善計画〕

病院・薬局実務実習においては全教員が参画している。しかしながら、実務実習委員会は構成メンバー17名のうち15名が臨床系・医療薬学系教員であり、基礎系教員は2名に過ぎず、今後バランスの改善を図るなどよりよい体制を模索していくことにしている。

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】 卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】 卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】 卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】 学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】 卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

〔現状〕

卒業研究は、薬学部規則第8条第1項に「課題研究（卒業研究に相当する）は論文及び学科試験に基づき判定する」と規定されており必修科目と設定されている（根拠資料・データ等：6-1-1-1）。本学部における課題研究は、研究室を持つ20名の教員がそれぞれ研究内容を説明、学生は興味のある研究室に配属されて担当教員が個別に指導・実施する形式をとっていたために、研究内容を改めてシラバスに記載することはしてこなかった。しかしながら必修科目でもあり、研究目的や到達目標を全学部学生に対して明示するべきであると考え2013年度版から記載するよう修正した（根拠資料・データ等：6-1-1-2（シラバス2013））。

課題研究の実施期間は、平成21年度までの入学生は4年次から6年次までであった（旧カリ）が平成22年度以降の入学生は5年次から6年次となっている（新カリ）（根拠資料・データ等：6-1-1-3（平成25年度時間割表））。さらに旧カリでは6年次にまとめて課題研究の単位を認定するために、平成24年度時間割では4年次生と5年次生の単位数は記載されていない（根拠資料・データ等：6-1-1-4）。しかし平成25年度には新カリが適用される入学生が5年に進級し課題研究を開始することからシラバス上に単位数を記載する予定である。また旧カリでは実際の課題研究実施期間に対して単位数が少なかったため新カリではこの点も改めた。課題研究を遂行するためには、医薬品や疾患・薬物治療に関する基礎知識および実験手技を修得していることが必要であるが、これらの素養は1年次から4年次までの講義・実習で十分に習得することができている。

課題研究論文は各研究室指導教員の指導の下に作成されており、その内容は医療や薬学に重点を置いた研究テーマで実施されている（根拠資料・データ等：6-1-1-5）。課題研究の成果は6年次4月下旬の課題研究中間発表会においてポスター形式で全

員が発表することになっている。この課題研究中間発表会は本学部主催で4月20日（金）と21日（土）に開催した（根拠資料・データ等：6-1-1-6）。

課題研究中間発表会における6年次生の発表者は全教員および5、6年次の学生の質疑に答えることになっており、教員は質疑応答の中で問題解決能力を評価する。学生はこの質疑応答の内容も課題研究論文に付け加えたうえで提出することが義務となっている。この発表会後も引き続き質疑応答を受けた内容について各自課題研究を継続して問題解決能力の向上に努め、最終課題研究論文は卒業認定後に提出することになっている。課題研究発表会の質疑応答や最終的に提出する課題研究論文などにより問題解決能力の向上を適切に評価している。

(6-2) 問題解決型学習

【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。

- 【観点 6-2-1-1】問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。
- 【観点 6-2-1-2】参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。
- 【観点 6-2-1-3】問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。
- 【観点 6-2-1-4】卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。

〔現状〕

本学部では教育の特色として問題解決能力の修得を掲げている（根拠資料・データ等：6-2-1-1）。問題解決能力の修得のため本学部では1年次から6年次までのすべての学年でSGDまたはPBL方式を用いて能動的に問題解決に取り組む学習方法を導入している（根拠資料・データ等：6-2-1-2）。また問題解決型学習を実施している科目群は1年次の「薬学入門Ⅰ」から6年次の「課題研究」まで全学年にわたって配置されている。これらは「手法を学ぶこと」を主眼とした科目から本質的な「問題解決能力」を問う科目まで、学年進行と共に体系的にカリキュラムを構築、効果的に実施されている。またこれらの科目の学習内容や学習方法についてはシラバスに明記されている（根拠資料・データ等：6-2-1-3）。

問題解決に取り組む学習方法を導入している授業科目の中でも「薬学入門Ⅰ」「薬学入門Ⅱ」「コミュニケーション」「生命倫理」では体験型の学習方法が、「人体の構造と機能Ⅱ」では自己学習が取り入れられており到達目標に応じて学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法が工夫されている。さらに5年次から開始する「課題研究」は4年次までに修得したすべての知識や技能を発揮することを目的として実施されている。

「課題研究」を含む問題解決能力の醸成に向けた授業科目では目標達成度を評価するための指標が担当教員により設定され、それに基づいて適切に評価されている（根拠資料・データ等：6-2-1-4）。本学部で実施されている問題解決型授業の実質的な時間数に基づく単位数は63単位であり観点6-2-1-4に示されている18単位を大幅に上回る単位数に設定されている（根拠資料・データ等：6-2-1-2）。

『薬学教育カリキュラム』

6 問題解決能力の醸成のための教育

[点検・評価]

本学部では問題解決能力の醸成を目的として、1年次から6年次まですべての学年でSGDまたはPBL方式を用いた能動的学習が体系的に構築されており、学習内容や学習方法はシラバスに記載されている。また、学習方法もSGD、体験学習、自己学習、実験、演習など学生が能動的に問題解決に取り組めるように工夫されている。

問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定されそれに基づいて適切に評価されているが、シラバスへの記載が十分でない科目も散見される。

課題研究に関しては学生全員にポスター発表を課しておりおおむね熱心に取り組んでいるといえる。ただしシラバス上研究機関は6年次後期までとなっているが、課題研究発表会後に学生のモチベーションが急速に下がる傾向が認められる。

本学部における課題研究やPBLなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数は63単位であり大学設置基準における卒業要件単位数の1/10を大きく超えている。

[改善計画]

問題解決能力の醸成については現状の項で記載した通り、1年次前期から6年次までのすべての学年で問題解決型授業が実施されている。しかしながら、シラバスにおける目標達成度を評価するための指標や評価方法の記載に不十分な点もあり、記載内容の再検討を行う。また課題研究発表会以後の学生のモチベーションをどのように維持させるか方策を検討する。

『学生』

7 学生の受入

【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 7-1-1】 教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。

【観点 7-1-2】 入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 7-1-3】 入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

〔現状〕

本学部は教育目標として次の5項目を掲げている（根拠資料・データ等：7-1-1、7-1-2）。

- ① 薬学の確かな知識・技能とともに幅広い視野をもって医療の最前線で活躍する薬剤師を養成する
- ② 医療人としての倫理観・使命感とともに豊かな人間性に基づいて行動する薬剤師を養成する
- ③ 科学的な思考力および問題解決のための実践力をもって多様な薬学関連分野で活躍する人材を育成する
- ④ 豊かな創造力を持って医療の発展に貢献する人材を育成する
- ⑤ 向上心をもちたゆまず自己研鑽を続ける医療人を育成する

この教育理念に基づき本学部では4項目のアドミッション・ポリシーを以下のように設定している（根拠資料・データ等：7-1-3）。

- ① 人への思いやりをもち、薬の専門家として社会に貢献したいと思う人
- ② 友と共に学ぶことができるコミュニケーション能力をもった人
- ③ 柔軟な思考力と創造性を備えた論理的思考力を磨くことに努力できる人
- ④ 自ら学ぼうとする姿勢をもち、何事にも意欲的に取り組むことのできる人

本学は5学部 14 学科からなる総合大学であり学長、副学長、学部長（薬学部長、経済学部長、人間文化学部長、工学部長、生命工学部長）および大学事務局長を構成員とする学部長会において本学のアドミッション・ポリシーが策定されている（根拠資料・データ等：7-1-4）。本学部では学部長、学部長補佐、学科長等が参加する学務委員会において本学のアドミッション・ポリシーに基づいた学部のアドミッション・ポリシー案が作成され、本学部教授会の審議を経て上記のアドミッション・ポリシーが設定されている。本学部のアドミッション・ポリシーは本学部のホームページに公開するとともに、大学要覧、入試のしおりに掲載している（根拠資料・データ等：7-1-3、7-1-5、7-1-6）。またこれらの媒体を用いて、高等学校の教員を対象とする本学主催の入試説明会、高等学校の生徒を対象とする業者主催の入試説明会、高等学校の生徒

と保護者を対象とする見学説明会、高等学校の生徒を対象とする体験入学会、高等学校教員を対象とする大学参観説明会、本学部教員による高等学校訪問、入試広報室参事による高等学校訪問により学生の受入に関する情報を入学志願者に対して事前に周知している。

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】 入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

【観点 7-2-2】 入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 7-2-3】 医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

〔現状〕

本学では入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価するために入試戦略委員会と入学試験委員会が組織されている。入学試験委員会は入学試験委員会委員長のほかに入試問題作成員、入試問題整理委員、入試問題採点委員、調査書・健康診断審査委員、入試面接委員、試験監督委員から構成され、その職務内容はそれぞれ明確化されている（根拠資料・データ等：7-2-1、7-2-2）。入学志願者の受入に関しては入試調整会議で可否判定、および採用人数などの基本方針が策定された後、本学の全専任教員による全学教授会の議論を経て決定される（根拠資料・データ等：7-2-3）。

本学では5種類の入試により入学者の選抜を行っており、このうち学科試験を課す「一般入試」および「公募推薦入試」では入学者の選抜に当たって、各科目の入試問題作成委員および入試問題採点委員の責任において、出題内容ごとあるいは問題内容ごとに受験者の得点状況を詳細に分析・解析・把握する作業を実施している（根拠資料・データ等：7-2-4）。出題・採点委員は本学専任教員が担当し、特に本学部の理科入試科目である化学および生物については本学部教員が主体的に出題・採点委員に加わっている。したがって入学後の薬学教育に求められる基礎学力を適確に評価できる体制が整えられている。また「公募推薦入試」は学校長の推薦を受け、高校の学習成績が全体の評定平均値 3.0 以上の者を対象とし、学科試験点（各教科 100 点満点、2 教科で 200 点満点）に加えて、面接点（50 点満点）および調査書点（50 点満点）が可否判定に反映される仕組みになっており、志願者の高等学校時代の学力も基礎学力評価の指標として用いている（根拠資料・データ等：7-2-5）。

「指定校推薦入試」および「AO 入試」では学科試験を課さないが本学部教員による面接試験を実施している。なお「AO 入試」では、事前審査として本学部概要セミナーの受講レポート、基礎学力審査および本学部教員による面談を2回実施した後、最終面接者として決定された者について受験出願を認め、面接試験を実施してその結果を基に可否判定している（根拠資料・データ等：7-2-6）。また「大学入試センター試験利用入試」では本学での個別学科試験を課していない（根拠資料・データ等：7-2-7）。

ここに示したように「一般入試」および「大学入試センター試験利用入試」を除く

他の３種類の入試においては本学部教員が本学部入学志願者に対する面接試験を担当することによって医療人としての適性を評価している。

【基準 7-3】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと。

〔現状〕

本学部は昭和57年4月に1学年の学生定員120名（薬学科80名、生物薬学科40名）で開設した。その後薬剤師養成への社会的要請に応えるために、平成13年には定員を150名（薬学科80名、生物薬学科70名）、平成15年には200名（薬学科100名、生物薬学科100名）に順次増員した。平成18年4月の6年制薬学教育の開始に伴っては薬学科（6年制）学生定員200名とした。

本学部開設初年度から平成16年度に至るまで本学部の入学定員は充足されていたが、平成17年度以降は定員を充足していない。最近6年間の入学者数（カッコ内は定員充足率(%)）は、平成19年度141名(70.5%)、平成20年度149名(74.5%)、平成21年度107名(53.5%)、平成22年度88名(44.0%)、平成23年度101名(50.5%)、平成24年度100名(50.0%)である（根拠資料・データ等：7-3-1）。また平成24年5月1日現在における最近6年間の入学定員に対する入学者数の比率は0.572であり、0.5を上回るものの1.0からは大きく下回っている。

『学生』

7 学生の受入

[点検・評価]

本学部では教育研究上の目的に基づいてアドミッション・ポリシーが設定されていて、これはホームページ、大学要覧、入試のしおりなどを通じて公表され学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されている。

学生の受入に当たっては入試戦略委員会および入学試験委員会が編成され、責任ある体制の下で入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されている。また入学志願者の評価と受入の決定に際しては、入試調整会議および合格判定会議での議論を経て決定されている。

入学者選抜に当たっては入試問題作成委員および入試問題採点委員の責任において、出題内容ごと、問題内容ごとに受験者の得点状況を詳細に分析・解析・把握する作業を実施しており入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されている。

医療人としての適性を評価するために指定校推薦入試、公募推薦入試および A0 入試では本学部教員による面接試験を実施している。しかしながら一般試験と大学入試センター利用試験では面接試験は実施されていない。

本学部の最近 6 年間の入学者数は入学定員数を大きく下回っており、入学定員数の見直しを含めた抜本的な対策が必要である。

[改善計画]

面接試験を実施していない一般試験および大学入試センター試験においては医療人としての適正を判断する方策を検討する必要がある。また入学者数が入学定員数と乖離している点については、本学部の教育力を十分にアピールするための広報活動を充実させるとともに、入学定員数そのものの妥当性の検討もあわせて適正なものに改めていく。

自己点検・評価書は平成 24 年 5 月 1 日時点で作成することと定められているが、現在（平成 25 年 4 月）までに全学的な議論と検討を経て薬学部定員を実情に合わせ 50 名減じ 150 名とすることとした。その結果、平成 25 年度入学生は 164 名と新たな定員を満たすこととなった。今後も本学の医療薬学教育の優れた面の広報を図り受験生の増加に向けての努力を続けていくことにしている。

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

[現状]

成績の評価は講義を中心とした科目では「臨時中間試験」および「定期試験」による方法を主に採用している。また参加型、体験型の内容を含む授業科目や実習（含演習）では「レポート」、「実習試験」、「口頭試問」、および「取組・態度」により総合的な評価が行われている。各科目における成績評価方法についてはシラバスに明記し学生に配布されている（根拠資料・データ等：8-1-1-1）。評価の基準は本学部を含め全学的に統一されている。成績は100～90点：秀、89～80点：優、79～70点：良、69～60点：可、60点未満は不可となり、60点以上をもって合格として単位を認定する（根拠資料・データ等：8-1-1-2）。なお本基準は学年はじめに行われる学年別オリエンテーション、およびその後のクラス別履修指導において教務委員ならびにクラス担任が「授業時間割（2012）」を用いて説明を行うことで学生に周知させている（根拠資料・データ等：8-1-1-3）。

本学は「セメスター制」を導入しており学期（前・後期）毎にシラバスに記載された成績評価の方法および学生便覧に記載された基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われている。なお履修規則上欠席が授業回数の1／3を超えた場合には定期試験の受験資格を失うことから、授業への出席状況も把握した上で成績評価を実施している（根拠資料・データ等：8-1-1-4）。なお定期試験終了時に不合格となった学生に対しては、授業科目履修細則および内規に従って再試験を実施している（根拠資料・データ等：8-1-1-5、8-1-1-6）。

学生に対する各教科の成績評価の告知は定期試験後、合格者の学籍番号のみを掲示により告知し、不合格者に対して「再試験」受験の必要性や受験の可能性を知らせている。また不合格に至った経緯の説明については、各科目教員によって個別に行われている。また教務課では各学生の前・後期毎に科目の取得状況を記した成績表を作成し、保証人宛に送付している。さらに全学共通の学生情報配信システム（ゼルコバ）によって全科目の成績評価の総合管理も行われている。学生は自身の総合的な成績評

価を前期分は9月下旬、後期分は3月下旬に閲覧することができることになっている
(根拠資料・データ等：8-1-1-7)。

(8 - 2) 進級

【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】進級基準（進級に必要な修得単位数および成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

〔現状〕

本学は学年制を取っており、各学年における進級・卒業に必要な要件は学生便覧に明記されている（根拠資料・データ等：8-2-1-1）。進級要件については毎年学年はじめのクラス担任による履修指導の際に学生に周知させている。留年した場合、次年度最初のオリエンテーション時のクラス担任による履修指導の際に再履修が必要な科目を当該学生に周知させている。

進級については単位取得状況が確定した段階で教務委員会により進級基準にしたがった進級判定の原案が作成される。この原案を本学部教授会で審議し、本学部としての進級判定案が承認された後、最終的には全学教授会での審議を経た上で進級が決定する。

本学部ではクラス担任制を取っている。クラス担任は持ち上がり制であり4年次で研究室に配属されるまでは同じクラス担任が継続して学生の指導を行う。留年生に対してもクラス担任が履修指導や生活指導を行うことで学習意欲の低下や生活習慣の乱れを防ぐよう教育的配慮を行っている（根拠資料・データ等：8-2-1-2）。

また本学部では留年生への特別措置として上位学年の科目を特別科目として履修（前・後期通じて5科目を上限とする）の機会を設けている（根拠資料・データ等：8-2-1-3）。特別履修科目の試験に合格すれば進級した上で上級学年において単位を認定している。ただし5科目までという科目数制限については明文化されていない。

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が確認され、必要に応じた対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】 学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

〔現状〕

本学部では教務委員会が留年・休学・退学者数まとめて状況分析を行っている。平成 24 年度の留年者数は 662 名中 57 名（8.6%）、休学者数は 12 名（1.8%）、退学者数は 3 名（0.5%）となっている（根拠資料・データ等：8-2-2-1）。教務委員会は毎年 4 月に各学年における在籍状況に応じて進級のみならず、留年・休学・退学などの状況が容易に確認することができるよう学生名簿を整理している。また留年や休学の繰り返しや退学などに至らぬよう教員間で協力し指導するようにしている。これら収集した情報に基づき、必要であれば保健管理センターに常駐するカウンセラーに対して勉強ならびに学生生活全般に関わる相談・カウンセリングなどの協力を依頼している。

さらに退学時には 1～3 年次生は担任を介して、また 4～6 年次生は研究室主宰教員を介して退学に至る経緯についてのアンケート調査を行い、教務課が収集し分析している（根拠資料・データ等：8-2-2-2）。このように学生担任が中心になって、修学状況や学生生活全般を把握した上で教員間あるいは場合に応じて保証人とも話し合い、留年、休学あるいは退学に至ること無く学生が初志を全うできるように努力している。

(8 - 3) 学士課程修了認定

【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

- 【観点 8-3-1-1】教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。
- 【観点 8-3-1-2】学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。
- 【観点 8-3-1-3】学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。
- 【観点 8-3-1-4】学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。

〔現状〕

本学部では教育研究上の目的として次の5項目を掲げている（根拠資料・データ等：8-3-1-1、8-3-1-2）。

- ① 薬学の確かな知識・技能とともに幅広い視野をもって医療の最前線で活躍する薬剤師を養成する
- ② 医療人としての倫理観・使命感とともに豊かな人間性に基づいて行動する薬剤師を養成する
- ③ 科学的な思考力および問題解決のための実践力をもって多様な薬学関連分野で活躍する人材を育成する
- ④ 豊かな創造力を持って医療の発展に貢献する人材を育成する
- ⑤ 向上心をもちたゆまず自己研鑽を続ける医療人を育成する

この教育研究上の目的に沿って本学部では次の通りディプロマ・ポリシーを設定している。すなわち「薬学部では、医療人としての教養と倫理観及び薬剤師としての確かな専門知識・技能を身に付け、医療や社会のニーズに対して論理的に思考し、強い責任感と探究心を持って対応し、自らの能力と専門性を高めていくことができる人材を育成する。この目的に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得し課題研究の学科試験に合格した者に卒業を認定し、学士（薬学）の学位を授与する。」というものである（根拠資料・データ等：8-3-1-3）。このディプロマ・ポリシーは本学部教授会ならびに大学教育センターで審議された後に最終的に学長により承認されたものである。

本学のディプロマ・ポリシーならびに本学部のディプロマ・ポリシーは学生便覧に掲載されており教員と学生に周知されている（根拠資料・データ等：8-3-1-4）。また本学部のディプロマ・ポリシーは本学部ホームページにも掲載されており広く社会に公表されている（根拠資料・データ等：8-3-1-5）。

【基準 8-3-2】

学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】 学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】 学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】 学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

[現状]

本学部では所定の期間在籍し本学部の教育理念と教育目標に沿って設定した授業科目を履修して基準となる単位数を修得することを学位授与の要件としており修了判定基準が適切に設定されている（根拠資料・データ等：8-3-2-1）。またこの基準は学生便覧に記載されており、履修指導の際に研究室主宰教員が必ず説明することから学生に周知されている。

学士課程の修了判定は学生便覧に記された卒業に必要な累積単位数を基準に、2月下旬に開催する本学部教授会での厳格なる審議を経て3月初旬に全学教授会で認定される。

本学では修了判定により留年となった学生に対して次年度の前期終了時での卒業を認めている（根拠資料・データ等：8-3-2-2）。留年した学生の研究室主宰教員は課題研究を含む不足した単位の取得を指導すると同時に、学生生活全般についても相談・助言をしていく体制をとっている。

【基準 8-3-3】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】 教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

【観点 8-3-3-2】 総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。

[現状]

本学部では5年次と6年次に配置されている「病院実務実習」「薬局実務実習」「実務実習後学習」「課題研究」および「ファーマシューティカルケア総合演習」を教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための中心的な科目と捉えており、それぞれの科目で指標を設定している。また総合的な学習の評価は設定した指標に基づいて行われている（根拠資料・データ等：8-3-3-1）。

『学生』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

[点検・評価]

各科目において成績評価の方法・基準が設定され学生に周知されている。そして成績評価は学生に周知されている方法・基準に従って公正かつ厳格に実施されている。また成績評価の結果は必要な情報とともに当事者である学生に告知されている。

進級要件（進級に必要な取得単位数及び成績内容）は大学便覧へ記載するとともに教務委員やクラス担任による説明によって学生に周知されている。留年した学生に対してはクラス担任あるいは研究室主宰教員から再履修を要する科目等の指導が個別になされている。進級判定は本学部教授会および全学教授会で進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われている。留年生に対しては学習意欲を維持して今後の順調な進級を促すため上位学年配当の授業科目を履修することを許可している。また本学部では教務委員会が学生の在籍状況を集計しており留年・休学・退学に至る過程では、必ず教員が学生本人および保証人と連絡をとり必要であればカウンセリングなどの対策を講じて可能な限り進級・卒業できるように努力している。このような努力の結果、留年率は 8.6%、休学率は 1.8%、退学率は 0.5%と低く抑えられている。

本学部では教育研究上の目的に基づいて策定したディプロマ・ポリシー案が大学教育センターでの審議を経た後、学長の承認を受けて設定されている。ディプロマ・ポリシーは大学便覧に記載されて学生に周知されるとともに本学部ホームページ上でも公開、広く社会に公表されている。

学士課程の修了規定は適切に設定され大学便覧への記載により学生に周知されている。修了判定は本学部教授会および全学教授会により修了判定基準に従って適切な時期に、公正かつ厳格に判定されている。留年となった学生に対してはクラス担任あるいは研究室主宰教員により十分な教育的配慮がなされている。また教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果は 5 年次と 6 年次の科目を中心に適切に評価するよう努めている。

以上本学部では成績評価・進級・学士課程修了判定は、教務委員会、クラス担任、研究室主宰教員によりきめ細やかに行われていると評価できる。

[改善計画]

本学部ではきめ細かい担任指導のもと、留年者や転学部者を少なくするように努力しているものの入学者の一部は卒業に至ることができずに進路変更を余儀なくされている。今後もこれまで通り学生便覧、シラバス等を用いて学生に必要な事項を適切な時期に周知していくように務めるだけでなく、学生の志望動機を持続させること、

あるいは新たな薬学に対する興味（または学問そのものへの）を喚起して勉学に対する積極性を引き出すようさらに努力しなければならない。具体的には低学年における他の医療分野の学生たちとの SGD やワークショップなどを検討していく。

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。

【観点 9-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】 入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】 在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

〔現状〕

本学では新入生に対して全学および学部別のオリエンテーションを実施しており薬学教育の全体像を俯瞰できるよう次のような導入ガイダンスが実施されている（根拠資料・データ等：9-1-1-1）。

- ・ 全学各種委員会委員長ガイダンス（教務、学生、就職、図書館、国際交流）
- ・ 薬学部ガイダンス（薬学部長、薬学部教務、学生、就職、図書館分館）
- ・ 新入生合宿オリエンテーション（クラス担任、上級生による履修指導、生活指導のための1泊2日の合宿）

また本学部では入学までの学修歴等に応じて基礎学力を補充向上させる目的で「薬学の基礎としての物理」「有機化学入門 A」「有機化学入門 B」「薬学の基礎としての生物 A」「薬学の基礎としての生物 B」「薬学の基礎としての数学・統計 A」「薬学の基礎としての数学・統計 B」「物質の基本概念 A」「物質の基本概念 B」の9科目を1年次の専門基礎科目として配当してシラバスに明示している（根拠資料・データ等：9-1-1-2）。さらに本学部では1～3年次生はクラス担任が、4～6年次生は研究室主宰教員が個々の学生について履修の指導と確認および学習相談を行っている。実務実習については5年次のオリエンテーションでガイダンスを行っている（根拠資料・データ等：9-1-1-3）。

平成22年度より大学教育センターに学習支援室を設け学生の基礎力向上を支援している。本学部では34号館の学習支援室において支援アワーに本学部教員が待機して生物、物理の学習方法の相談から具体的な問題の解決まで、学習に関する全般について学生が相談できる時間を設けている（根拠資料・データ等：9-1-1-4）。さらにシラバスには授業科目担当教員のオフィスアワーが記載されており、学生からの学習相談を受けつける体制が整えられている。

【基準 9-1-2】

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。

[現状]

本学学生に対する経済的支援制度としては本学の奨学生制度や独立行政法人日本学生支援機構による奨学金および学外諸団体による奨学金がある（根拠資料・データ等：9-1-2-1）。

奨学金に関する情報は学生課が情報提供窓口となり本学部学生委員、奨学生部会委員などによって学生に周知されている。併せて奨学金に関する情報は学生便覧に掲載のほか学内掲示板への掲示あるいは本学ホームページによっても情報が提供されている（根拠資料・データ等：9-1-2-2、9-1-2-3）。各種奨学金の受給状況を示す（根拠資料・データ等：9-1-2-4）。また地方自治体・民間団体奨学金の受給を受けている学生もある。平成 23 年度に日本学生支援機構の奨学金を受給している本学部学生は約 60.8%（435 名／715 名中）である（根拠資料・データ等：9-1-2-4）。

本学独自の奨学制度として 4 種類を設けている（根拠資料・データ等：9-1-2-5）。

- ① 一般奨学生（本学部生は当該年度授業料のうち 50 万円を減免）
- ② 特別奨学生 A（入学年次の授業料の 50%を減免、正規の修業年限の間は継続して適用）
- ③ 特別奨学生 B（本学部生は入学年次の授業料の 30%を減免、正規の修業年限の間は継続して適用）
- ④ 大学院奨学生（当該年度の授業料の 30%を減免、更新可能）

その他の経済的支援として授業料の分納あるいは延納にも応じている（根拠資料・データ等：9-1-2-6）。

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

〔現状〕

学生が安全かつ安心して学習に専念できるように心身の健康保持・増進のための施設として保健管理センターを設置している。保健管理センターは保健管理室とカウンセリング室を配置し、専任保健係（看護師）1名、校医1名、常勤および非常勤カウンセラー（臨床心理士）各1名で構成されている。保健管理センターについては入学時のオリエンテーションあるいはクラス担任により情報が提供され学生に周知させている。保健管理センターでは年1回（4月）の定期健康診断の実施、保健指導（健康診断後の事後措置も含む）、健康相談（身体に関する相談）、応急処置、医師への紹介、及び学生の悩みに対応してカウンセラーによる相談受付などを行っている。本学における健康相談件数と応急処置件数および健康診断受診率を示す（根拠資料・データ等：9-1-3-1、9-1-3-2）。

学生の健康管理のため4月に春期定期健康診断を実施しており、この時に定期健康診断を受診できなかった学生は秋期の定期健康診断を受けることができる（根拠資料・データ等：9-1-3-2）。定期健康診断では身長・体重、栄養状態、視力、聴力、胸部X線検査、尿検査の項目が実施され、重篤な所見があった場合には専門医を紹介して学生の健康維持に対して支援している。また毎年のオリエンテーション、講義や掲示などにより喫煙マナーまたは禁煙、違法薬物の使用禁止、飲酒マナーや規則正しい生活や朝食をとることの重要性などについても指導している。本学部では5年次の実務実習に先立ち1年次に抗体検査（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）を実施していて、抗体価の低い学生に対してはワクチン接種を推奨している。

【基準 9-1-4】

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】 ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】 ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】 ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

〔現状〕

キャンパスハラスメント防止体制として平成 22 年度に「福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関する規定」ならびに「福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関するガイドライン」が定められている（根拠資料・データ等：9-1-4-1）。

「福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関する規定」の第 8 条に従い、平成 23 年度よりキャンパスハラスメント対応委員会が設置された。キャンパスハラスメント対応委員会は、本学部を含めた全学部教員、事務局職員、保健管理センター教職員より総数 15 名（委員長 1 名、委員 13 名、事務局 1 名）で構成される（根拠資料・データ等：9-1-4-2）。ハラスメントに関する申し立てが発生した場合はハラスメント調査委員会を設置し、調停が必要である場合は部局調整委員会を設置して対応にあたる。全学にわたってハラスメント申し立ての相談窓口となるキャンパスハラスメント相談員（5 学部と保健管理センターから計 14 人）が置かれており、本学部では 2 人の教員が相談員となっている。学生は学部、所属を問わずいずれかの相談員と相談することができる（根拠資料・データ等：9-1-4-3）。

「福山大学キャンパスハラスメントの防止に関する規定」および「福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関するガイドライン（ハラスメント対応図を含む）」は学生便覧に掲載している（根拠資料・データ等：9-1-4-4）。また「福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関するガイドライン」は本学のホームページに公開している（根拠資料・データ等：9-1-4-5）。毎年度初めのオリエンテーションの際には本学のキャンパスハラスメント対応システムについて学生委員が全学生に説明し、相談員の所属、職名、氏名、性別、居室場所、内線番号、メールアドレスを示したキャンパスハラスメント相談員名簿を配布するとともに、ホームページにも掲載して気軽に相談できるように配慮している（根拠資料・データ等：9-1-4-3）。説明会ではキャンパスハラスメントとは何か、実際に被害にあったとき、またハラスメントを見かけたとき等の基本的な心構えとそれに対する対処の仕方を具体的に説明している。

【基準 9-1-5】

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】 身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。

【観点 9-1-5-2】 身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

〔現状〕

本学部では身体に何らかの障がいのある受験生については事前に「障がいの種類、程度」を入試事務局に届けてもらい相談を行っている（根拠資料・データ等：9-1-5-1）。現在本学部には数名の対象者が就学しているがこれらの障がい者に対しては、必要が生じた場合に担任教員等が学修・生活上の支援を行うこととしている。

本学ではエレベータやエスカレーターを設置するなど、身体に障がいのある学生がキャンパスを移動する際の負担軽減に努めている。本学部学生が主として使用する校舎は10号館（講義・実習棟）、11号館（研究棟）、12号館（研究棟）、31号館（講義・実習棟）および34号館（医療薬学教育センター；講義・実習棟）である。各校舎の入り口には車いすでの移動を可能にするためのスロープを設けている。また10号館、31号館、34号館の階段には手すりを設置している。開学当初に建設された11号館と12号館の階段には手すりがないが、11号館にはエレベータがあつて渡り廊下で12号館へ移動できるために車いすでの移動に問題はない。また10号館、11号館、12号館、31号館、34号館の女性用トイレにはすべてウォシュレットが備えられている。しかし男性用トイレでウォシュレットがあるのは34号館だけである。また身体に障がいのある者専用のトイレは31号館と34号館には設置されているが、10号館、11号館、12号館にはない。

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】 進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】 就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

〔現状〕

本学には全学的組織として各種の教学・学生支援関係の委員会が設置されており、進路選択に関しては就職委員会、キャリア形成支援委員会、教職課程委員会が設置されている（根拠資料・データ等：9-1-6-1）。

教職課程委員会は本学部教員1名を含む18名の委員から構成されている（根拠資料・データ等：9-1-6-2）。教職課程の履修が円滑に進むように本委員会の委員を中心にして教職関連科目担当教員とともに支援活動が行われている。就職委員会は本学部教員2名を含む21名の委員から構成されており、就職課との連携を密に各種業種からの求人情報の収集活動と学部学生ならびに大学院生への情報提供活動を展開している（根拠資料・データ等：9-1-6-3）。キャリア形成支援委員会は本学部教員2名を含む19名の委員から構成されており学生の就業力の育成を支援している（根拠資料・データ等：9-1-6-4）。

本学部の進路相談窓口として就職対策委員会を設置し、就職に関するオリエンテーションの実施や進路にかかる進捗状況の把握と就職情報の発信を行っている（根拠資料・データ等：9-1-6-5）。進路に関する学生との面談指導は研究室主宰教員との連携を取りながら随時展開している。さらに薬学研究科委員会が設置されており大学院への進路選択に関する支援を展開している。

進路選択に関する情報提供支援システムとしては学生情報配信システム（ゼルコバ）や自由登録制の就職情報配信システムがある。これらのシステムの活用により学生は就職に関する情報をタイムリーに入手し得る環境下にあるといえる。進路選択を支援する取り組みとして保証人就職懇談会や合同企業説明会などを開催している（根拠資料・データ等：9-1-6-6、9-1-6-7）。また本学部卒業生を中心に各業種に関する説明会も随時開催し学生への進路選択支援にあてている（根拠資料・データ等：9-1-6-8）。

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】 学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】 学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

〔現状〕

本学部では1年次～3年次はクラス担任制度、4年次～6年次は研究室配属制度を実施している。教育や学生生活に関する学生の意見の収集は基本的にクラス担任および研究室主宰教員により行われる。収集された意見は内容に応じて学生委員会、学生委員会奨学生選考部会、学生委員会大学祭実行委員会、学寮委員会、学生課、ハラスメント対応委員会、保健管理センター、安全衛生委員会、図書館運営委員会、分館運営委員会（本学部組織）等の委員会に情報が伝えられて対応が取られる。またハラスメント対応委員会、保健管理センター、学寮委員会は、学生生活に関する意見を収集する役割も果たしている。

学生の意見を教育に反映させるための組織・取り組みとして、本学大学教育センターが行っている授業評価アンケートがある（根拠資料・データ等：9-1-7-1）。授業評価アンケートは前期と後期に各1回実施されており、学生の講義に対する意見が集約されて授業担当教員に伝えられる。教員は自分の講義状況に対する学生のアンケート結果とそれに対する対応を学生にフィードバックするとともに大学教育センターに対応を回答することが義務づけられている（根拠資料・データ等：9-1-7-2）。

さらに本学では学生の意見を教育や学生生活に関する全般的な意見を収集して改善に結びつけることを目的として学長がオフィスアワーを設定、各学部の学生と直接意見交換を行っている（根拠資料・データ等：9-1-7-3）。本学の大学教育センターも共通教育について学生の意見を収集している（根拠資料・データ等：9-1-7-4）。

(9-2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】 実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

〔現状〕

実験・実習に必要な安全教育は1年次後期から開始される実習Ⅰ～Ⅵの各実習時に実施されている。課題研究（卒業研究）に必要な安全教育は4年次の研究室配属以降に各研究室主宰教員により実施されている。放射性同位元素（RI）の取扱いについてはRIセンター運営員会が実験研究等においてRI利用を希望する教員と学生に対してRI教育訓練への参加を義務づけている（根拠資料・データ等：9-2-1-1）。

各種保険の情報収集や管理は主に学生課で行われ、学生に対する加入の必要性の説明などは本学部学生委員及び担任が年度初めのオリエンテーションの中で行っている。学生自身が怪我をした時などのための保険である「学生教育研究災害障害保険（学研災）」は正課中や本学の主催する学校行事中及び課外活動中に起こる不慮の災害に対する救済制度であり全学生が入学時より加入している。また学生が他人を怪我させた時や高価な機器を壊した時などのための保険である「学生教育研究賠償責任保険」や「学研災付帯学生生活総合保険」は任意保険であるが、必要性について説明し加入を強く勧めている。本学部では全員がいずれかの任意保険に加入している。

本学では「防火・防災に対する管理規則」および「防火・防災規程」が定められており、これらの規程に基づいて本学部では平成23年に防災等対策委員会を立ち上げて「福山大学薬学部防災マニュアル」を作成、緊急避難経路を学内各所に掲示した（根拠資料・データ等：9-2-1-2、9-2-1-3、9-2-1-4、9-2-1-5）。「福山大学薬学部防災マニュアル」は学生および保護者に配布して説明することで周知させている。また平成23年11月に「福山大学・福山地区消防組合西消防署合同消防訓練」を実施した（根拠資料・データ等：9-2-1-6）。また交通事故に関しては新入生を対象に広島県福山西警察署（生活安全課）の協力で「生活安全講習会」を、また全学年を対象に福山西警察署（交通課）の協力で「交通安全講習会」を毎年2回開催している（根拠資料・データ等：9-2-1-7）。

『学生』

9 学生の支援

[点検・評価]

本学部では学生支援のために種々の全学的な委員会や本学部内委員会が設置されており必要な支援体制が整備されている。入学者に対して薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われている。また入学までの学修歴に応じて薬学準備科目の学習が適切に行われるように専門基礎科目を配置し、クラス担任が履修指導を行っている。全学生に対して適切な履修指導がクラス担任あるいは研究室主宰教員より行われている。

学生が修学に専念できるようにするための奨学金等の経済的支援については、学生課が情報窓口となりクラス担任および学生委員から適切に情報提供がなされている。また本学では、一般奨学生、特別奨学生 A、特別奨学生 B などの独自の奨学金制度を設けている。一方、健康維持に対しては保健管理センターへの心理カウンセラーの常駐および定期的な健康診断を実施している。また身体に障がいのある者に対しても数々の設備を拡充して受験の機会を提供するように配慮している。身体に障がいのある学生がスムーズに学生生活を送れるようにエレベータやスロープあるいは階段の手摺り、ウォシュレットトイレ等の設置を進めている。しかし男子トイレにウォシュレットのない講義・実習棟も残っている。

学生の進路選択については就職課および本学部就職委員会が中心となって就職セミナーや企業説明会を実施しており、学生が主体的に進路を選択するための支援体制が整っている。

本学部ではクラス担任あるいは研究室主宰教員が、教育や学生生活に関する意見の収集を行っている。収集された意見はその内容に関連する委員会に情報が提供され対応する体制が整っている。また、教育面に関しては大学教育センターが中心となって、授業評価や共通教育について語り合う会を実施することで学生の意見を収集している。さらに学長自らが学生との直接面談の機会を設けて学生の意見収集を行う努力をしている。

実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育は体系的になされている。また各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の提供と指導が適切に実施されておりほぼ全員の学生が加入している。

[改善計画]

本学では大学独自の奨学金制度などを設けており経済的支援には積極的に取り組んでいる。しかし我が国の経済状況が厳しいことを踏まえてさらなる支援制度を拡充

することが可能かどうかを検討する必要がある。また身体に障がいをもつ学生がスムーズな学生生活を送れるように施設改修と充実をさらに図っていく必要がある。

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

〔現状〕

平成24年5月現在薬学科定員200名1学科で構成されている。大学設置基準で定められる必要な専任教員数は34名であるが、本学部の専任教員数は38名であり設置基準を満たしている。また設置基準の専任教員数に基づく臨床系教員の必要人数は6名となっているのに対して本学部の臨床系教員は臨床系客員教授2名を含め合計7名であるのでこの点も基準を満たしている（根拠資料・データ等：10-1-1-1）。加えて本学部には常勤の助手が16名と生命薬学系の客員教授1名が在籍しており、これをあわせると本学部の総教員数は57名となる。一方、現在の本学部6年制教育課程の在籍者は662名であって、専任教員1人あたり学生数は17.4名となる（根拠資料・データ等：10-1-1-1、10-1-1-2）。なお本学部では定年退職する教員の補充を勘案した人事採用計画をたてており、これに基づいて専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう教員採用に努めている。専任教員の職階別構成は教授26名（68.4%）、准教授6名（15.8%）、専任講師2名（5.3%）、助教4名（10.5%）となっていて准教授や講師など若手の割合が低い（根拠資料・データ等：10-1-1-3）。

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

〔現状〕

本学部教員は「福山大学教員選考基準」に基づいて採用され、教授、准教授、講師、助教については「福山大学教員選考基準」の第4条から第7条に選考基準が明記されているように教育、研究能力において優れた実績を要求されている（根拠資料・データ等：10-1-2-1）。さらに「福山大学教員選考基準内規」にも教育歴及び研究歴の規程が定められている（根拠資料・データ等：10-1-2-2）。本学部の教員はこれらの選考基準に従って採用、あるいは昇任した者であり教育上および研究上の優れた実績を有する者といえる。

本学部の教員は各自が専門とする領域の学会に所属しており、学会への参加および学会での活動を通して最新の専門知識の修得を絶えず行っている（根拠資料・データ等：10-1-2-3）。また臨床系教員については基準を上回る臨床経験を有しているのみならず病院実習・薬局実習施設の実務者との頻繁な交流と情報交換により最新の技術、技能の維持・向上を継続して行っている。さらに本学部の教員は学術論文、著書の執筆を活発に行っているため専門分野についての優れた知識と経験および高度の技術や技能を有するものと考えられる（根拠資料・データ等：10-1-2-4）。従ってそれぞれの専門科目に関する授業ならびに実習や演習などの教育力には問題なく、必要かつ十分な指導を行うことができる。

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】 薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】 専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

〔現状〕

本学部では基本的にほとんどすべての専門科目において専任の教授または准教授が配置されるようにしているが、唯一の例外として「医療コミュニケーション」があり、この科目は非常勤講師と助教が担当している（根拠資料・データ等：10-1-3-1）。それぞれの教員の担当する授業科目は特定の教員に負担が偏ることがないように配分されている。また実習および演習についてもすべて専任の教授または准教授が担当するように配置され、すべての教育が滞りなく行われている。本学部では4年生になると同時にそれぞれ希望する研究室に配属されて課題研究をスタートすることになっている。しかしながら4年生では取得すべき科目や実習が多数あるため実質的な課題研究は5年生に進級したあとから実施する。そのため課題研究科目の配当は5～6年次としている。課題研究は研究室主宰教授または准教授の指導の下で行っていて各研究室に配属される学生数も各学年3～5名と偏りが無く、また複数年の学生が研究室に在籍するので密接な交流がありこの点も有効である。

本学部の教員の年齢別構成は60歳代11名（29%）、50歳代12名（32%）、40歳代8名（21%）、30歳代7名（18%）、20歳代0名（0%）となっている（根拠資料・データ等：10-1-1-3）。現在は若手教員が少ない構成になっているので今後若年齢の教育・研究者を計画的に採用していく必要がある。

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

〔現状〕

本学の教員選考基準は教授、准教授、講師、助教および助手の採用または昇任の選考ならびそれぞれの職位に必要な条件について基準を定めており、その選考にあたっては学部長が学長を通して理事長の承認を得ることになっている（根拠資料・データ等：10-1-2-1）。

このことを受けて本学部では教授・准教授・講師・助教・助手の条件を満たす教育歴と研究業績についての本学部教員資格選考基準と手続、採用と昇任に必要な手続き、人事選考委員会の構成と資格審査の方法について詳細に規定している（根拠資料・データ等：10-1-4-1）。これとは別に臨床系教員の採用と昇任についても臨床系教員資格選考基準を定め、採用と昇任に必要な手続き、人事選考委員会の構成、資格審査の方法を詳細に取り決めている。募集は原則公募であり当該学科より原則複数人を人事選考委員会に推薦し、人事選考委員会の書類および面接審査結果を受けて教授のみから構成される人事教授会で選考が行われている。

専任教員の昇任に際しては教授2名の推薦が必要で、教育上の指導能力と研究能力が十分あることを当該専門分野の教授が判断、推薦することになっている。過去5年間の実績では、教授採用が1名であり、昇任では准教授から教授が6名、講師から准教授が3名、助教から講師が3名となっている。

(10-2) 教育研究活動

【基準 10-2-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】 教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 10-2-1-2】 教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】 教員の活動が最近5年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

〔現状〕

本学では教員の創意・工夫ある活動をより活性化・可視化・PDCA サイクル化するための取り組みとして、毎年度活動計画書を学長に提出することになっていて、それぞれの教員は活動計画書に基づいて教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいる（根拠資料・データ等：10-2-1-1）。

また本学部教員は薬学研究科の教員を併任していて薬学研究科で定められた「指導教員」になるための基準に沿った活動が求められる（根拠資料・データ等：10-2-1-2）。指導教員の資格には○合、合、適の三段階があって、認定は教員資格認定部会で行いこれは毎年度更新される。認定部会では、教員資格が維持されるように教育および研究能力の維持・向上に向けて提言を行っている。

本学部教員は各自の専門領域の国内外の学会に所属してそれぞれの研究活動を行っていて、本学のホームページには各教員の研究活動、研究内容とそれにもなう研究業績が示されている（根拠資料・データ等：10-2-1-3）。また本学部教員の研究活動の多くは「福山大学薬学部研究年報」にもまとめられ公表されている（根拠資料・データ等：10-2-1-4）。

実務経験を有する専任教員が新しい医療に対応するための体制・制度は整備されていないが、教員の個人的な活動によって常に新しい医療に対応できるように努めている。主な活動として医療施設との共同研究、広島東部地区がん化学療法研究会の開催、治験審査委員会（IRB）など病院の各種委員会の外部委員としての参加など、様々な形で医療現場との関わり持っている（根拠資料・データ等：10-2-1-5）。本学部ではこれらの活動が円滑に行えるよう配慮することで、実務の経験を有する専任教員が常に新しい医療に対応するための研鑽ができるように努めている。

【基準 10-2-2】

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10-2-2-1】研究室が適切に整備されていること。

【観点 10-2-2-2】研究費が適切に配分されていること。

【観点 10-2-2-3】研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10-2-2-4】外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

〔現状〕

本学部が主として研究活動に使用している施設は11号館、12号館および26号館の3棟である。これら3施設内に21の研究室が設けられている（根拠資料・データ等：10-2-2-1）。その内訳は、医薬化学系が5研究室、生命薬学系が7研究室、医療薬学系が9研究室であり、各研究室の占有スペースは平均3スパンの実験室1室と1スパンの実験室1室からなっている。その他に教授、准教授および講師に対しては教員室1室がそれぞれ配置されており、適切に研究室が整備されている。また10号館の1階には研究施設としてRIセンターならびにクリーンルームが配置されている（根拠資料・データ等：10-2-2-2）。

実験研究費は教員個人でなく研究室単位で配分されている。配分方法は、研究室あたりの基礎研究費に加えて配属されている課題研究学生の人数に相当する研究費が追加される方式で公平かつ適正に配分されている。またほかにすべての助教以上の教員に対して個人研究費、研究図書費および出張旅費も支給されている。

本学部教員の講義、演習、実習に関わる時間は年間を通して1週当たり平均約12時間となっている（根拠資料・データ等：10-2-2-3）。教員の授業や実習あるいは演習を担当する時間数については研究時間を確保するためなるべく偏りをなくして適正な範囲内となるよう努めている。

外部資金の代表的なものは「科学研究費」で文部科学省や厚生労働省のものがある。多くの教員が「科学研究費」の獲得のための申請を促進することを目的として毎年本学総務課が文部科学省から講師を招いて「科学研究費」に関する説明会を行っている（根拠資料・データ等：10-2-2-4）。また外部資金の募集がある場合は本学総務課が募集要項を電子メールですべての教員に配信していて、関係者はだれでも応募できるように情報共有がされている。そのほか個別の教員は研究会や企業などのから研究資金を得ているものもあるが本学部がこれを推進あるいはサポートするような体制にはなっていない。

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】 教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-2】 教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施されていること。

【観点 10-2-3-3】 授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

〔現状〕

現在本学には教育能力の向上を図るための組織として大学教育センター（教育評価・改善部門）が設置されていて、このセンターが主導して全学的にファカルティ・デベロップメント（FD）研修の企画・実施を行なうことになっている。それ以前（平成 18 年度から平成 22 年度まで）には教務委員会が主体となって、毎年春休みと夏休みを利用して一泊二日の合宿形式で、全学教員を対象とした FD 研修会を開催してきた。この FD 研修会において本学部教員はタスクフォースをつとめるなど主導的な役割を担ってきた。そのほか大学教育センターは、大学主催の FD 講習会も開催して全学教員を対象としてスキルアップを支援している（根拠資料・データ等：10-2-3-1、10-2-3-2）。本学部教員としては薬学教育者のためのワークショップ（実務実習指導薬剤師養成ワークショップ）や平成 23 年から開始された薬学教育者のためのアドバンストワークショップにも参加して教育能力の向上を図っている。

学生による授業評価は前期、後期に各 1 回大学教育センターが実施していて本学部教員も毎年少なくとも 1 科目についての授業評価を受けることが義務づけられている（根拠資料・データ等：10-2-3-3）。さらに授業評価の内容に対して学生にどのようにフィードバックしたかについて報告書を提出することになっており、これらの活動を通じて教員が自ら授業改善が行えるようなシステムを設けている（根拠資料・データ等：10-2-3-4）。また平成 23 年度からは各教員が教育研究における年度目標を設定したうえでそれを実行し、1 年後にその評価を行って改善につなげる PDCA サイクルを実践する制度もスタートさせている（根拠資料・データ等：10-2-1-1）。

それぞれの教員は学部内あるいは学部間でセミナー、講演会あるいは博士論文公聴会などを案内・開催して研究における最新情報を提供・交換する機会を設けているが、こういったことにおける全学的・組織的取り組みは行っていない。研究に関する啓発活動あるいは技術取得などは、それぞれの教員の所属学会や専門分野の会合あるいは専門家間の情報交換によるなど個人の努力に負っているところが多い。

(10-3) 職員組織

【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 10-3-1-3】教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

〔現状〕

本学では基本的事項並びに事務組織及び所掌事務等について法人及び大学の組織運営に関する規程を定め、教育活動の実施・支援に必要な管理体制を整えている（根拠資料・データ等：10-3-1-1）。本学部教員の教育活動を直接支援する部署としては教務課、学生課、本学部事務室および図書館があり職員が適切に配置されている。本学部事務室は本学部教員の教育活動や研究活動を支援する窓口として、勤務・出張、設備・施設等の維持・管守、物品の見積、発注、購入などの事務を担当している。また図書館事務職員により図書購入、貸出、文献複写相互利用、コンピュータによる検索システムの管理等の教育・研究活動に対する支援が行われている。

本学部には教育上および研究上の職務を補助するための補助者として16名の助手を配置している（根拠資料・データ等：10-3-1-2）。これらの助手全員が学士以上の学位を有しており（修士8名、学士8名）教育上および研究上の職務を補助するための必要な資質と能力を有している。

本学では大学教育センターが教員の資質向上を図るためにFD活動やワークショップ等を主催しており、事務系職員に対しては本学総務部が研修会等（スタッフ・デベロップメント、SD）を開催してその資質向上を図っている（根拠資料・データ等：10-3-1-3、10-3-1-4、10-3-1-5）。しかしながら教員と職員が連携、あるいは合同する形での研修会等は開催されていない。

『教員組織・職員組織』

1 0 教員組織・職員組織

[点検・評価]

本学部は大学設置基準の専任教員数を満たしているとともに、人事採用計画に基づいて専任教員の数を維持・増加させるように努めている。専任教員の職階別構成は教授 26 名 (68.4%)、准教授 6 名 (15.8%)、講師 2 名 (5.3%)、助教 4 名 (10.5%) であり、講師と助教の割合が低く年齢の若い教員が少ない。本学部における教育上主要な科目には専任の教授または准教授が配置されているものの、本学部の教員の年齢別構成は 60 歳代 11 名 (29%)、50 歳代 12 名 (32%)、40 歳代 8 名 (21%)、30 歳代 7 名 (18%)、20 歳代 0 名 (0%) となっており年齢構成に偏りが見られる。

本学部の専任教員は本学および本学部の採用規定に従って採用しており教育上ならびに研究上の優れた実績と各専門分野における優れた知識・経験および高度な技能を有している。加えて専任教員として担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識を有している。

上述の通り本学部の専任教員は本学および本学部の採用規定に従って採用されていて、採用に当たり教育上の指導能力も選考の基準となっている。本学の教員は所属する学会等での活動を通じて教育および研究能力の維持・向上に取り組むと同時に活発な研究活動を行っている。本学部教員の研究業績については本学のホームページに「教員一覧」として掲載されており、ここには著書や論文のほかにも研究遂行のための外部資金獲得や社会活動などの履歴も記載されている。

薬剤師としての実務経験を有する専任教員は個人的な活動によって常に新しい医療に対応するための研鑽を積もうとしており、本学部としてもその活動をサポートするよう努力しているが体制・制度の構築までには至っていない。

教育研究上の目的に沿った研究活動を行えるよう研究室が整備され研究費が適切に配分されていると同時に、教員の担当授業時間数を調整して研究活動を行うための時間を確保するよう努めている。また科学研究費を含む外部資金の獲得には総務部が対応部局として機能している。

本学には教育研究能力の向上を図るための組織として大学教育センターが設置されており FD 研修会などの開催により教員の教育研究能力の向上を図っている。また大学教育センターは授業評価も行っており本学教員も授業の改善に努めている。

本学部の教育研究活動の実施支援に必要な職員が適切に配置されており、また教育上および研究上の職務を補助するために必要な資質および能力を有する補助者（助手）も適切に配置されている。教員と職員はそれぞれにワークショップや研修会を開催して資質の向上を図っているが連携した活動は行われていない。

[改善計画]

研究室の人員構成等を再検討して職階構成および年齢構成の適正化に向けた具体策の検討を行う。本学部の教育研究活動を円滑に実施していくために教員と職員の合同研修会の開催を企画する。

『学習環境』

1 1 学習環境

【基準 1 1-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-1】 効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 1 1-1-2】 実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 1 1-1-3】 実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-4】 卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

〔現状〕

平成 24 年 5 月 1 日時点での在籍学生数は、1 年生 103 名、2 年生 101 名、3 年 91 名、4 年生 108 名、5 年生 134 名、6 年生 125 名である。本学部は 10 号館に 180 名収容の教室を 3 教室、31 号館に 130 名収容の教室を 3 教室、34 号館に 165 名収容の教室を 2 教室確保している（根拠資料・データ等：11-1-1、11-1-2）。現在 1 年生と 4 年生は 34 号館、2 年生は 31 号館、3 年生は 10 号館の教室を主として使用しており教室の規模と数には十分な余裕がある。また参加型学習を目的とした少人数教育ができる教室として 34 号館 2 階には小部屋 6 室と大部屋 1 室を 2 セット整備して SGD とプレナリーセッションを実施している。加えて 34 号館 2 階の研修室 1、研修室 2 も SGD や参加型学習に随時変更して使用できる構造になっている（根拠資料・データ等：11-1-1、11-1-3）。

本学部には 10 号館と 31 号館に学生実習室が 13 室あり（根拠資料・データ等：11-1-4）、1 年生が行う実習Ⅰは 10 号館の学生実習室、2 年生のための実習Ⅱと実習Ⅲは 10 号館と 31 号館の学生実習室、3 年生の実習Ⅳは 31 号館、実習Ⅴは 10 号館と 31 号館の学生実習室で実施しており規模と数において十分である。情報処理演習室としては 34 号館 3 階のマルチメディア室に 169 台のコンピュータを設置している。また 34 号館 4 階と 5 階にもそれぞれ 38 台と 36 台のコンピュータを設置しており情報処理演習室として使用が可能である。本学の 13 号館は動物実験施設であり大飼育室が 2 部屋と小飼育室 7 室のほか消毒洗浄室、処置室などがあり、同施設内には組織培養実験室も整備されている（根拠資料・データ等：11-1-5）。RI 教育研究施設は 10 号館 1 階に配置されていて、放射性同位元素の安全管理業務上に必要な管理室、空調機械室、汚染検査室、耐火構造と甲種防火戸を備えた貯蔵室と廃棄物保管室、ならびに教育・研究

のための学生実習室、実習準備室、生物実験室、化学実験室、動物実験室、測定室等が設けられている（根拠資料・データ等：11-1-6）。薬用植物園は面積 3,300 m²でスプリンクラーを設置した圃場と2棟の全自動熱風暖房装置付き二重温室である1号温室（135 m²）と2号温室（114 m²）ならびにビニールハウスが整備されている。

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習の施設は34号館4階（調剤実習室1、調剤実習室2、製剤実習室、医薬遺品情報室）と5階（クリーンルーム1、クリーンルーム2、TDM 演習室）に整備されている（根拠資料・データ等：11-1-7、11-1-8）。調剤実習室1と2にはあわせて47台の調剤台と6台の水剤調剤台が配置されている。またクリーンルーム1および2には合計23台の2人用クリーンベンチと4台の安全キャビネットが配置されている。さらに34号館5階には模擬病室1～6が整備されている。

課題研究（卒業研究）は本学部11、12、26号館に配置された各研究室（21研究室）で実施され、各研究室に設置されている設備・機器を利用するとともに、共通機器、あるいは動物舎、RI施設、クリーンルームなどを利用して行われている。主要な共通機器は共焦点レーザー顕微鏡、LC-MS、GC/MC、核磁気共鳴装置などがあり、課題研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されている（根拠資料・データ等：11-1-9）。

【基準 11-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 11-2-1】 適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 11-2-2】 教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 11-2-3】 適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 11-2-4】 図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

〔現状〕

本学図書館は中央図書館としての附属図書館本館（15号館1～3階）と、主に本学部関係の図書を多く所蔵する附属図書館分館（34号館1階）が設置されている。各図書館の床面積は3,760㎡（本館）及び1,094㎡（分館）で座席数、図書、定期刊行物、視聴覚資料の所蔵数及び過去3年間の図書受入状況は基礎資料13および14に示した通りである（根拠資料・データ等：11-2-1、11-2-2）。平成24年度に本学部として附属図書館分館で受入ている「洋雑誌」は39種類、「和雑誌」は59種類で、生命工学部が受入ている「洋雑誌」が36種類、「和雑誌」は36種類あり、両学部あわせて170種類の雑誌を購読している（根拠資料・データ等：11-2-3）。このほか教員個人に割り当てられた研究図書費で必要な図書または雑誌を購読していて、平成24年度に本学部教員が研究図書費で購入した図書・雑誌総数は168点である。さらに本学では学生の学習用資料として教員推薦図書の購入を行っており、平成24年度の教員推薦図書の購入実績は277冊である。このように教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などは整備されているが、購読雑誌数および図書の購入数は近年減少傾向にある。

学生自習室は31号館1階薬学教育支援システム室、国家試験対策演習室及び34号館3階自己学習室1～4が整備されている。また附属図書館本館と附属図書館分館も自習室として機能している（根拠資料・データ等：11-2-1、11-2-4、11-2-5）。加えて講義室、研修室、演習室、マルチメディア室も授業等で使用される時間帯以外は学生の自習室として解放されている。さらに34号館1階に配置されたロビーラウンジ（169㎡）が、飲食可能な自習室として機能しており自習に使用できる部屋は十分に確保ならびに整備されている。

附属図書館（含む分館）は通常19時30分まで利用可能で（春期、夏期、冬期休業中は17時まで）、自習室は月曜日から金曜日は8時30分～21時00分まで、土曜日は8時30分～16時00分まで利用でき、利用時間が適切に設定されている（根拠資料・データ等：11-2-6）。

『学習環境』

1 1 学習環境

[点検・評価]

本学部の教室の規模と数は効果的な教育を行う観点から適正であると判断でき、参加型学習を行うための少人数教育ができる教室も十分に確保されている。実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など実習・演習を行うための施設も適切に整備されている。さらに実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するために適切な規模の施設も充分整備されている。課題研究の実施のためにも必要十分な施設・設備が整備されている。

本学には附属図書館本館と附属図書館分館があって、適切な規模の図書室・閲覧室が整備されているとともに教育研究上の目的に沿った雑誌や図書の購入も行われている。しかしながら図書館の雑誌購入予算削減ならびに版元の雑誌価格上昇が相まって継続的な削減状況にある。このため薬学教育研究に必要な生命系分野の雑誌については生命工学部との相互利用をよりいっそう進めるとともに、研究遂行に不可欠な雑誌に関しては研究図書費を教員間で融通しあうなどの工夫により雑誌の継続購読を図っている。また文献複写相互利用によっても学術雑誌の質的あるいは量的不足の補足を行っている。

学生自習室に関しては本学部内に自習専用の部屋が整備されており、自習に使用できる PC は附属図書館分館に整備されている 17 台に加え講義等で使用される時間帯を除き 243 台の PC の使用が学生に解放されている。さらに各自習室は 21 時まで利用できることから学生に対する利便性は確保されていると考えられる。

[改善計画]

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設と設備は整備されており現時点で特に改善の必要はない。

教育研究活動に必要な雑誌並びに図書に関しては全学的な観点から図書費の有効利用を図るための検討を行う必要がある。

『外部対応』

1 2 社会との連携

【基準 1 2 - 1】

教育研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2 - 1 - 1】医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

【観点 1 2 - 1 - 2】地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2 - 1 - 3】薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 1 2 - 1 - 4】地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。

【観点 1 2 - 1 - 5】地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

〔現状〕

医療分野においても情報は増加の一途であり、加えて技術の高度化も求められ薬剤師業務は多様化とともによりいっそうの深化が求められている。このような現状を踏まえ本学部ではさまざまな講座・講習会あるいは社会活動を実施して現役薬剤師の資質向上を図ることはもちろんのこと市民の健康維持のための貢献活動を実施している。以下それぞれの活動について述べる。

平成13年から福山市薬剤師会との共催事業「福山大学薬学部・福山市薬剤師会シリーズ研修会」を月2回程度開催し、薬剤師リカレント教育を実践している（根拠資料・データ等：12-1-1）。本研修会は薬学部卒後教育の一環として平成13年より本学部、福山市薬剤師が現役薬剤師を対象に実施してきた。テーマは基礎から臨床応用まで幅広く、主として本学部教員が講師を務める。毎年およそ20回開催して毎回40～50名程度の病院・薬局薬剤師が参加している。平成21年度からは本学部だけでなく他学部とも連携、医療に関連した臨床心理や栄養指導などのテーマを設定開講し現在に至っている。

「広島東部地区がん化学療法研究会」では、適切ながん化学療法を推進するために病院薬剤師、大学教員が症例あるいは実務における問題点、トピックス等のテーマを持ちよって互いに情報を共有するとともに問題解決に向けての検討をPBL形式で進めている（根拠資料・データ等：12-1-2）。PBLでは少人数グループで討論しながら学習者が主体となって問題点を抽出・問題点について調べて解決法を模索していく。またがん薬物療法認定薬剤師の育成を目的とした講習会も開催している。これまで中国中央病院で実施されてきたが平成21年度より福山大学宮地茂記念館（社会連携研究推進センター以下「記念館」）に場を移して実施平成19年度から23年度の間に17回開催した。

本学非常勤講師による漢方研究会を毎月1回記念館で開催、近隣の薬剤師の漢方薬を用いた治療に資することを目的とした勉強会を開催している（根拠資料・データ等12-1-3）。医療薬学を標榜する本学部において漢方薬の適切な服薬指導ができる薬剤師を育成することを目的として平成7年より他大学に先駆けて漢方教育を実践してきた。毎年12回開催しており、薬剤師（保険薬局、病院、企業など）のほか学生・大学院生や教員、医師、歯科医師、医学生、医療関係者なども参加する会に発展している。この研究会には県内はもとより県外からも熱心な参加者がある。

本学部では広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会と協力して平成18年より認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ（薬剤師のためのWS（中国・四国）in 福山）を開催している。さらに認定実務実習指導薬剤師養成講習会、薬局実務実習指導薬剤師フォローアップ研修会を開催している（根拠資料・データ等：12-1-4）。

一方薬学部6年制移行にともない導入された参加型長期実務実習に臨む学生に必要とされる技能、態度を適正に評価するための薬学共用試験OSCEが実施されることになった。この薬学共用試験に評価者として地域薬剤師の方々、あるいはまたSPとして地域住民の方々に参画協力して頂くために評価者養成講習会ならびにSP養成講習会を実施している（根拠資料・データ等：12-1-5）。

「福山大学薬学部卒後教育研修会」は医療の現場で働く本学部出身薬剤師に対し「生涯教育」の場を提供することを目的として日本薬剤師研修センターとの共催で平成5年から行っている（根拠資料・データ等：12-1-6）。中四国地区における基幹薬学教育施設としての役割を果たすべく広く一般の薬剤師に開放している。講演形式や実習形式（定員制）で毎年開催しておりそれぞれ講演には150名程度、実習には40名程度の参加がある。本研修会では生命科学の新知識あるいは新薬や新しい剤形の知識、新しい治療法の知識などについての学習の場となっている。またこうした薬学教育を円滑有効に行うための薬剤師教育、リカレント教育のみならず地域住民を対象とした教育プログラムも実施している。文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」（平成18～23年度）の採択課題「地域住民の健康に関する意識向上、及び地域医療従事者の資質向上のための実践的研究」（略称；体づくりプロジェクト）を実施した（根拠資料・データ等：12-1-7）。本課題では病院ならびに薬局に従事する薬剤師による地域住民の健康意識に関する問題点の抽出と解決策の提案を行うことにより、備後地域の地域住民の健康に関する実観的な知見を共有できた。また得られた結果をもとに実際の地域住民の健康意識に関する調査を行い、薬剤師の想定するニーズと実際の住民ニーズの差違について検討している。さらに本学部のみ情報共有のみならず病院—薬局—ドラッグストアと大学の連携を可能にした「地域住民の健康向上のための懇話会」を設立し備後地区のヘルスケアネットワークを構築中である。これまでに得られた知見については論文等で発表している（根拠資料・データ等：12-1-8）。

本学では開学以来「公開講座」を実施して福山市および三原市ならびに近隣住人に対して大学に蓄積された知識の社会還元を行っている。この公開講座は毎年テーマを定め5学部それぞれが担当する5つの講演からなり、本学部からはこのテーマに則し

適切な教員による講演が行われている。過去 6 年間の講師ならびに講演演題は資料の通りである（根拠資料・データ等：12-1-9）。福山会場は大学講義室で行い例年120～150名の聴講者が、三原会場は市民会館で行い約80名の参加がある。

そのほか記念館で行われる「リレー講座（毎月 1 回時宜を得たテーマで本学教員が実施する市民講演会）」や「びんご産業市場（びんご地場産業振興センターが主催する催事）」あるいは近隣の中学校や公民館において幅広い世代の市民に対して情報提供または啓発活動を行っている（根拠資料・データ等：12-1-10）。また大学祭において来学者対象に学生が中心となって運営する「学生薬局」開局に際し教員も協力して地域の人々に対する講演や実演、参加型の学部公開を行い身近な話題や注意すべき課題を取り上げ住民の保健衛生意識の向上に寄与している（根拠資料・データ等：12-1-11）。そのほかにも本学部教員は多くの機関・団体で活動している（根拠資料・データ等：12-1-12）。

【基準 12-2】

教育研究活動を通じて、医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。

- 【観点 12-2-1】 英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。
- 【観点 12-2-2】 大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。
- 【観点 12-2-3】 留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

本学としての英文ホームページが設けられているものの本学部独自の英文によるホームページは開設されておらず、ホームページを通じた世界への情報発信は十分とは言えない。

大学間協定についても全学的には米国や中国の複数の大学との間で締結されているが本学部独自のものは無い。そのなかで米国カリフォルニア大学リバーサイド校と中国對外経済貿易大学には、夏期休暇中を利用してそれぞれ集中英語研修または集中中国語研修が開催され本学部学生もこの集中語学研修に参加している。しかしながら薬学という専門領域における積極的な国際交流は行われておらず、今回の評価対象期間において本学部への留学生の受入も無い。本学部への外国人受入については過去の実績として日本学術振興会博士後研究員（中国、オーストラリア、タイ、インドネシア）や研究生ならびに大学院生に該当がある。このことから研究室レベルでの研究員あるいは留学生受入については実績もあり対応が可能であるといえる。教員の海外研修については外国出張取扱い内規が定められている（根拠資料・データ等：12-2-1）。

『外部対応』

1 2 社会との連携

[点検・評価]

福山市薬剤師会と共催して研修会を長期にわたり定期的を開催し、なおかつ多数の受講者があることは講演内容がそれなりに参加者のニーズにマッチしており有益であることと判断でき評価できる。また本学部教員のみならず総合病院医師による診療面からのアプローチ、さらに総合大学であるメリットを生かして心理学や栄養学、看護学分野の教員による講義も開催している点も評価できる。またがん化学療法研究会では実際面に着目して参加者がPBLを行い実践的であることは単なる講演でなくより実用的で有用であると判断できる。また漢方研究会も定期的かつ長期にわたり開催され多数の参加者が受講していることもこの分野に対する地域薬剤師の関心の高さがうかがえ、ニーズにマッチしていると考えられる。本学の立地する広島県東部地域には確たる医薬品産業などが立地せず、情報拠点も存在しないなか地域の医療・薬学教育の発展に向けた提言・行動に努めていることは高く評価できる。今後はこういった活動、医療・医薬情報の共有が薬剤師のみならず看護師や検査技師などの医療関連多職種に広がっていけばチーム医療の体制構築強化に資することができるようになる」と期待できる。

指導薬剤師養成ワークショップは全国規模で行われており本学部も毎年実施しているが、これに引き続きフォローアップ研修会を実施している点は評価できる。参加者主体のワークショップは、今後備後地区のヘルスケアネットワークの構築あるいは得られた知見を学会や講演会で公表して医療情報ネットワークの拡充を積極的に行っていく取り組みとして評価できる。また文部科学省の研究助成金事業では地域のニーズをすくい取り今後の「かかりつけ薬局」の拡充を目指す上でも有益であると判断できる。これからも地域の医療界や産業界との共同研究の推進に努め、医療とその情報ネットワーク構築が望まれる。また地域住民を巻き込んだSP養成講習会の開催やOSCEトライアル、共用試験における評価者養成活動は今後のよりひらかれた、一般に理解される薬剤師養成システム構築にとって有益であることは評価できる。

福山大学薬学部・福山市薬剤師会シリーズ研修会、漢方研究会、がん化学療法研究会などとあわせて福山大学薬学部卒後教育研修会、ワークショップなど多くの研修会を開催して薬剤師の卒後研修やリカレント教育を行っていることは生涯教育という面からも推奨されるべきで今後も拡充実施していくことが求められる。こういった多様な取り組みは薬剤師のみならず医療関係者全体の質向上につながりこれらの取組は高く評価できる。卒後研修会においても単なる講義形式で無く実習を取り入れている点も優れている。

地域住民に対する公開講座を長年開催し多くの受講者を得ていることは高く評価できる。また公開講座の全講義を受講した者について修了証書を渡し向学心を誘発し

ていることも有効である。大学祭には学生諸君が研究・調査発表を行い、教員も協力してくすりの適正使用についての啓発活動を行っている。例年2,000名を超える近隣住民の来校者があり、特に学生薬局ではお年寄りの健康に対する高い関心もあって盛り上がり、活発なやり取りが繰り広げられることは好ましいことである。一方地域の産業展である「じばさんフェア」や福山大学独自の「リレー講座」という講演会などにおける取り組みも地域の人々に大変好評である。こういった地域住民対象の講演ではタバコや薬物乱用に関するテーマを積極的に取り上げ、おくすり相談や健康相談を通じて地域社会の保健衛生の向上に努めている点も高く評価できる。こういった活動を通じて市民の啓発活動をより進展させることによりセルフメディケーションを根付かせることとなることが期待できる。

福山市教育委員会からの委嘱による学校薬剤師、保健所からの各種委員の委嘱を受け、常に地域社会との交流を深める体制を整えている。また全国規模でも様々な社会活動に参画していることは望ましいことであるといえるが、災害時における支援活動体制は整備されていない。

国際交流については米国や中国の姉妹校大学間の学生による語学留学などの交流があり、また本学教員の個人的な活動による研究者交流があるが学部主体の国際交流は行われていない。

〔改善計画〕

地域社会の保健衛生の保持・向上を目指し地域社会との交流を活発に行う体制は概ね整っており、今後も継続的に進展させていく事が望まれるのでこのような取り組みのためのさらにより体制の構築を目指したい。また地域防災の観点から、大学の立地する地域の人々との災害時における避難態勢や大学の果たすべき役割などを取り決めておく必要があり、保健衛生や啓発活動のみならず地域の消防、自治会などと連携しながらこれを具体化していく。

本学部ホームページには英語による情報発信がなく国際化時代においては充分とは言えないので今後、全学的組織である広報委員会と連携して英文ホームページを構築して英文による情報発信に努めていく。また大学間協定については、全学的組織である国際センター国際交流部運営委員会に負うところが大きい。本学部教員がこの委員会に参画して国際交流推進に努めており姉妹校における集中語学研修や姉妹校学生を対象とする日本文化研修等の企画運営に携わっている。しかしながら本学部学生ならびに教職員の国際交流活性化をさらに推進していく必要がある。留学生の受入について研究員や研究生の受入実績があるものの少数であり、さらなる受入を推進して行く必要がある。このためには研究体制を拡充するなど知的情報発信力を高めるとともに留学生・研究生受入体制をより強化構築される必要がある。

教職員ならびに学生の海外研修等を行う体制については、これを推進するよう本学内の規定により明文化されている。しかし近年では留学教員も少なく低調であり、留学生の受入も含めて国際交流を活発化させる必要がある。学部学生としての留学生には、一定水準の日本語能力が要求される場所である。受入にあたっては、全学組織の国際センター留学生運営委員会等との連携を図りながら日本語研修を含めた留学生の語学力向上を充実させるなど、本学への留学の障壁を低くするためのサポート体制構築を検討する。

『点検』

1 3 自己点検・評価

【基準 1 3-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

- 【観点 1 3-1-1】 自己点検・評価を行う組織が設置されていること。
- 【観点 1 3-1-2】 自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。
- 【観点 1 3-1-3】 自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。
- 【観点 1 3-1-4】 設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。
- 【観点 1 3-1-5】 自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

〔現状〕

本学では大学全般にわたるいわゆる PDCA サイクルの確保を目的として福山大学改革推進委員会が設置され、その下に福山大学自己評価委員会が設置されている。福山大学自己評価委員会の下にはさらに各学部自己評価委員会が設置されているが（根拠資料・データ等：13-1-1）。これらの組織に外部委員は含まれていない。

福山大学自己評価委員会では大学基準協会の評価を受けるに当たり自己点検評価書の作成とそれに基づく改善項目の改革推進委員会への答申を行い、学部自己評価委員会と連携を取りながら大学基準協会の大学基準・評価項目毎に各年度の活動に関する点検評価を継続的に行っている。平成 24 年度の自己点検・評価報告書は本年 4 月 1 日に大学基準協会に提出すべく作成している。平成 18 年度の大学基準協会による相互評価結果はホームページで公表している（根拠資料・データ等：13-1-2）。

教育課程に関する PDCA サイクルの確保のためには全学的な福山大学大学教育センターが設置されている（根拠資料・データ等：13-1-3）。福山大学大学教育センターは大学教育に関与する諸委員会の協力を得て、全学的な視野から共通教育を含めた教育改革を進め大学教育の充実に資することを目的として設置されている。本センターの業務を遂行する部門のうち自己点検・評価に関与する部門として教育評価・改善部門が設置され、FD 活動として全学的な研修会やテーマ別ワークショップの実施ならびに学生による授業評価アンケートの実施などを行っている（根拠資料・データ等：13-1-4）。学生による授業評価アンケートは前期、後期に各 1 回実施しており、本学部の教員も少なくとも 1 科目についての授業評価を受けることが義務づけられている。さらに授業評価の内容に対して学生にどのようにフィードバックしたかについて報告書を提出することになっており授業改善に努めている。また平成 23 年度からは各教員が教育研究に関する年度目標を設定して、これを実行し次の年度にその評価を行うことにより改善につなげる PDCA サイクルを実践している（根拠資料・データ等：13-1-5）。

自己評価のまとめは平成 12 年 3 月に「自己評価委員会まとめ」としてその全文を

本学のホームページに掲載し公表している。引き続いて平成 18 年 3 月には「福山大学自己点検・評価報告書」としてまとめてこれも本学のホームページに掲載している。授業評価結果もホームページに公開している（根拠資料・データ等：13-1-6）。

また本学のこれまでのあゆみについての総括としておよそ 10 年毎に「福山大学年史の編纂・発行委員会」を設置し「福山大学年史」を上梓している（根拠資料・データ等：13-1-7、13-1-8、13-1-9）。

【基準 13-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-1】 自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 13-2-2】 自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

〔現状〕

本学では基準13-1にある自己評価委員会および大学教育センターの活動として各教員各自の点検・評価が継続して行われてきた。平成23年度からはその結果を教育研究活動の改善改革等に活用することを目的に方式を改善した。即ち教員毎に前年度に次年度の到達目標を分野毎に設定し、その到達度を点数化して自己評価を行いその結果を学長あて提出している（根拠資料・データ等：13-2-1）。具体的には教育・指導目標に対する到達度に対して45点、研究に対し25点、大学運営に対し15点、社会連携・地域連携に対し15点を原則として点数化する。この際自分自身の活動方針に応じて各領域±5点の自由度を認めて自己採点し、この結果は学部長、学部長補佐、学科長の合議による評価を加味して学長へ提出している（根拠資料・データ等：13-2-2）。

本学では自己点検・評価は教員毎だけでなく学部・学科および附属施設や部門毎にも実施されている。本学部においても「福山大学教育システム」「学生活動の活性化」「就業力・就活力の強化方策」「研究活動の活性化」「学生募集活動の強化方策」「地域連携・社会連携の強化」の項目について前年度目標に対する実績を評価している（根拠資料・データ等：13-2-3）。

『点検』

1.3 自己点検・評価

[点検・評価]

自己点検・評価を行う組織が設置され適切な評価項目について自己点検・評価を実施しているが、その組織に外部委員は含まれていない。

大学教育センターによる「学生による授業評価」を定期的に行う体制を整え集計結果を各教員に知らせるとともに、学生に対しては直接的に授業改善などについて説明し、アンケート集計結果のまとめをホームページで公表している。授業評価結果のデータを基に各教員がどのような授業改善を行うか、当該授業実施期間内に学生に説明することを義務化している点は評価できる。

各教員の教育研究活動に対する到達目標を前年度に計画して次年度に自己評価を行ったうえでさらに第三者が点検することは教育研究活動に対する改革改善に資していると言える。

本学が10年毎に刊行している年史は「大学白書」の性格を持ち、自己点検・評価を行うという側面を担っており適切であると評価できる。

[改善計画]

自己点検・評価を行う組織に対する外部評価委員の導入することが望まれる。

薬学部独自のアクティブラーニング科目（早期体験学習、コミュニケーション学習、複数科目で実施しているPBLなど）の授業評価に関しては薬学独自の評価法を構築する必要がある。